

## 会 議 記 録

会議名称	平成 23 年度第 2 回 杉並区外部評価委員会（第 2 日）
日 時	平成 23 年 7 月 30 日（土）午後 1 時 00 分～午後 4 時 04 分 （休憩：午後 2 時 02 分～午後 2 時 06 分） （休憩：午後 3 時 02 分～午後 3 時 10 分）
場 所	中棟 5 階 第 3・第 4 委員会室
出席者	委員 山本、吉川、奥、田淵、岩崎 区側 副区長、政策経営部長、行政管理担当部長、区長室長、区民生活部長、 子ども家庭担当部長、企画課長、財政課長、行政改革担当副参事、 広報課長、区民生活部管理課長、学務課長、保育課長、 報道係長
配布資料	・平成 23 年度 杉並版「事業仕分け」事務事業等の外部評価
会議次第	1 開会 2 各委員あいさつ 3 議事 （1）区政の広報活動 （2）民営化宿泊施設 （3）保育施設の利用者負担 4 副区長あいさつ 5 まとめ 6 閉会

○会長 それでは、ただいまから、2日目の外部評価委員会を開きます。

昨日に続いて2日目になりますが、昨日に引き続いて参加していただいている区民の方等にご理解いただけていると思いますが、我々は、事務事業は確かに見ているのですが、事務事業を通じて、区の施策であるとか政策、区の基本的な施策に臨むような体制であるとか、あるいは職員の方の政策形成能力、分析能力の向上にも資するような、そういう外部評価を目指しております。したがって、それが、強いて言えば杉並版「事業仕分け」ということになろうかと思っております。去年とおとし、いろいろ叫ばれたような、そういう切った、張ったというような、そういったことは全く意図しておりませんが、区民の方とか、あるいは良識ある方がご覧いただければ、充実した外部評価を目指したいというふうに考えておりますので、本日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○行政改革担当副参事 各委員の方々の自己紹介も、よろしくお願ひします。

○委員 皆様、こんにちは。〇〇と申します。

私は、三菱総合研究所というところで、事務事業評価、行政評価を、自治体の職員の皆様が実施するお手伝いをさせていただいております。その関係もあって、昨年度もこの杉並版事業仕分けに関わらせていただきました。そうした経験・知見が少しでも杉並区民の皆さまの満足向上に資することができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員 〇〇でございます。今日もよろしくお願ひいたします。

私は、今、広島の方で大学の教員をやっておりますが、もとは東京におりまして、区役所あるいは東京都庁等のお仕事をしたりしておりました。今は、いろんな、全国を回りながら自治体のこの評価のようなことを勉強したり、また、教えたりしております。杉並の評価制度、長らく見ておりましたけども、全国的に見ても非常によい蓄積があると思っておりますので、どうぞ皆さんも、長らくそのような制度として見ていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員 〇〇といいます。荻窪で公認会計士事務所をやっております。

普段は、会社の経営の分析とか、経営相談とか、税金の問題を扱っております。今は、杉並区は非常に税収が減っております。それで、コストと、それにかかる効果、そういう観点から評価していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員 皆様、こんにちは。首都大学東京の〇〇と申します。

私も昨年からの杉並版の事業仕分けに関わらせていただいておりますが、もともと専門は環境法と行政法でございます。その杉並版ならではのところがどこなのかという

ころを考えながら、模索しながら、昨年からやらせていただいているところでございます。やはり、個々の事務事業の是非、評価というのをもさることながら、それが全体の政策や施策の向上につながっていくような、そういう視点で仕分けができればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革担当副参事 それでは、本日の進行でございますけれども、本日は3事業を予定しております。1事業につき、概ね50分程度を予定しております。説明者からの説明につきましては、10分程度お願いをしております。その後、質疑等を行い、評価の取りまとめということでお願いをしております。終了は16時、午後4時を予定しているところでございます。

それでは、早速でございますが、最初の案件の方に入りたいと思います。「区政の広報活動」ということで、始めたいと存じます。

では、以降は会長の方をお願いいたします。

○会長 はい。それでは、本日の最初の評価対象であります「区政の広報活動」につきまして、区長室広報課の方から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○区長室長 はい。それでは、まず私の方から自己紹介をさせていただきたいと思っておりますが、区長室長の与島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、区政相談課のコールセンター事業について、この場でいろいろご指摘受けまして、現在順調にご指摘に基づいての検討が進んでおりますことをご報告し、また、本年度は「区政の広報活動」ということで、本日お世話になりたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日ご説明させていただきますメンバーですが、朝比奈広報課長でございます。

○広報課長 朝比奈でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○区長室長 杉本報道係長でございます。

○報道係長 杉本と申します。よろしくお願いいたします。

○区長室長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○広報課長 改めまして、広報課長の朝比奈でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、まず、広報課で行われている広報活動につきましてご説明をさせていただきます。主にパワーポイントの方の資料で進めさせていただきたいと思ってお

りますので、よろしくお願いたします。

まず、私どもの広報課でございますけれども、どんなことをやっているかといいますと、大きく分けまして、1つがパブリシティ。マスコミさんとの関係での記事ネタの提供というふうに訳されることもございますけれども、パブリシティ。それと、「区報」という言い方もされますが、「広報すぎなみ」という広報紙の発行。そして、区の公式ホームページの管理運用。この3つ、いわば区としての広報活動の基幹的な部分を担っているということになります。

こういった手段を用いて広報活動を行ってまいるわけですが、画面でご覧いただきますように、所管課との連携のもとに、それぞれ的手段でもって情報を発信しているという状況でございます。

具体的には、所管課から掲載依頼なり発信依頼がありまして、広報課でアレンジしまして情報を発信するという仕組みになってございます。

次のページに参りまして、区政情報の入手方法ということでございますけれども、区民意向調査におきまして、区民の皆様から、区の情報はどういうふうに入手されていますでしょうかという調査を、経年的にしております。

結果につきましては、ご覧のとおりでございますが、やはり紙の広報すぎなみが約7割を占めております。ホームページが、今回は約26%と、4分の1強の方がホームページにアクセスをいただいていると。以下、「すぎなみくらしのガイド」、これはいわゆる便利帳というものでございまして、住民票の取り方ですとか粗大ごみの出し方、そういった生活に密着した情報を掲載している冊子でございますけれども、そういったものから区政情報を入手されているという結果になってございます。

さて、その私どもから発信する区政情報でございますけれども、どれほどわかりやすいかというのが次の表でございます。ご理解いただけているかということでございます。

選択肢によりまして、「大体わかりやすい」というふうに言っただけの方が、広報紙の場合は75%。ホームページの場合は50%という結果が出ております。分かりやすさの中で「わかりにくい」という数字が、ホームページの方につきましては若干多くなっておりますが、この辺をちょっと、昨今気にしてはいるところではございます。

冒頭申しました広報課の事業の内容に入らせていただきますが、大きく分けまして、①から⑦のような仕事になってございます。

まず、報道機関へのパブリシティということで、先ほど申し上げましたけれども、新聞、

テレビ等に記事ネタのリリースをする係でございます。こちらにつきましては、報道係6名で対応してございます。

次に「広報すぎなみ」。これは、紙の広報紙の発行でございますけれども、こちらについては5名の職員で対応してございます。

ホームページの管理運用につきましては、職員2名プラス若年の嘱託員1名の3名体制で、現在は対応してございます。

以下は、それに付随する仕事でございますが、大きなものをこちらの方には並べさせていただきます。この震災を機にツイッターの対応を始めさせていただきました。3月18日から取り組んでございます。

次は、「くらしのガイド」（便利帳）でございますけれども、こういった、区をご案内する、あるいはPRする全体的な冊子というものを、広報課で作成してございます。「くらしのガイド」につきましては、本年の10月に杉並区内の全ご家庭にポスティングする予定で、現在、作成作業を進めてございます。

印刷物としましては、その他に、「区勢概要」というものですか、あるいは「ガイドマップ」、この「ガイドマップ」につきましても、「くらしのガイド」と一緒に全戸配布を今回予定しているところでございます。

6番目としましては、CATVの広報番組「すぎなみニュース」の制作ということで、ジェイコム杉並の番組枠を確保しておりますので、そちらで、区政なり、区の取り組みをPRするような、あとは区民の皆さんがご活躍いただいている場面をPRする、そういった15分間の番組を作成しております。こちらにつきましては、また後ほどご案内することができるかと思いますが、その他としましては、これはもう書いてあるとおり、区長の記者会見ですか、あるいは、ビデオ広報といまして、特別番組を作ったり、あるいは、マスコミからの問い合わせに対応したり、あと、付随的に申し上げますと、職員向けの広報「区りえい人」の発行ですか、あと、これも職員向けの情報共有のためでございますけれども、朝一番に職員に全庁放送を流させております。「朝のメモ」と呼んでおりますが、こういった取り組みを行っております。

まず、パブリシティについてなんです、記事ネタの提供ということで、区政の主要な取り組み、地域の催しなどを中心に、新聞、テレビ各社に情報を提供しております。大体250から300の間で、ここ数年、推移をしてございます。22年度につきましては、後半、震災ということが起きましたので、若干、パブリシティの件数としては少なくなっているか

などと思います。

次に「広報すぎなみ」、紙の広報の件でございますが、新聞折り込みと広報スタンドへの設置によりまして、月3回の配布を行ってございます。発行回数が37回となっておりますが、3×12カ月、プラス、昨年度は臨時号を1回発行しております。

発行部数については、大体20万部でございます。

規格につきましては、4ページからとなっておりますけれども、4ページ立てにするのは1月1日の元旦号だけで、大体が8ページか12ページのタブロイド判ということでやらせていただいています。

発行頻度につきましては、旬刊号（1日、11日、21日号）で発行しております。

「広報すぎなみ」については、平成4年4月1日号から今のサイクルで行われているものでございまして、このサイクルについては、区民の皆様の生活の中に溶け込んでいるのかなというふうに考えてございます。平成20年には、区の輝き度向上の取り組みの一環といたしまして、紙面を刷新いたしました。また、昨年4月1日号からは、1面、最終面のカラー化、これは特別な予算をつけないで、工夫の範囲の中でカラー化を行いまして、目につきやすい、読んでみようという気になっていただければというところで工夫をしているところでございます。

配布方法でございますが、先ほど申し上げましたとおり、新聞の折り込みで約18万5,000部を各ご家庭に、1日、11日、21日のその期日にお送りすることといたしております。

あわせて、広報スタンドの設置でございますが、JRを初めまして、区内の各駅、27駅となっておりますが、この中には区外の中野、中野富士見町、あるいは京王線の桜上水等、今年からは井の頭線の三鷹台など、区民の皆様の動線となる駅にもこの広報スタンドを配置してございます。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアのご協力もいただきまして、現在では、広報スタンドが318カ所、区の施設も合わせますと、大体350カ所のどこかで広報を手にとることができるという環境を整備してございます。

冒頭18万5,000部というふうにご案内しましたとおり、杉並区は、現在、世帯数でいいますと30万世帯でございますので、その意味では各戸配布は現在のところ行っていないという状況でございます。

次に、ホームページの方に移らせていただきます。

ホームページ、1枚目は、トップページのイメージとしまして掲載させていただきますし

た。なるべく、このぱっと開けたホームページ1枚のところで大方の用事が済むように、あるいは、区からのお知らせの最新のもの、最重要のものがぱっと出てくるようにという形で、これは平成20年5月30日に刷新したものでございます。

現在のところだと、真ん中やや左寄りに、「東日本大震災関連情報」ということでバナーをつくって、ここをクリックして入っていただきますと、南相馬市を初めとしました被災地支援、スクラム支援会議の話でございますとか、あるいは、昨今話題になってございます放射能の測定の結果など、すぐこちらから入っていただける形になっております。

次の「くらしのガイド」というところにつきましては、便利帳に載っているような話が、暮らしのそれぞれの場面から探せる、検索できるという形をとってございます。

ホームページにつきましては、平成12年の1月に公開しまして、自治体の中でも早い対応だったかなというふうには考えてございます。

ちょっとホームページの方についてはこちらに書いていないんですけども、現在、先ほど区の情報の入手方法はどちらからという話で、区のホームページからは26%というお話をさせていただきましたが、平成21年度の区民意向調査までは、そのパーセンテージが20%でございました。昨年22年度の区民意向調査の段階から、概ね5ポイント、一気に上昇したという状況でございます。

次の画面でございますが、これは区の公式ホームページの訪問者数の推移ということでございまして、訪問者数ということになりますと、やはり昨年22年度は、年度末に大震災が起きましたので、訪問される方の数は一気に多くなってございまして、区のホームページのどこか1ページでもご覧になった方の数を「訪問者数」という言い方で丸めさせていただきますが、22年度につきましては470万件を超えてございます。平成21年度につきましては、400万件を若干切る数字、399万余でございました。

こういったことで、区の情報に対する、この大震災を契機にということにしますと、被災地に対して申し訳ございませんけれども、ホームページの認識はちょっと上がってくるかなと思ってございます。

ちなみに、4、5、6月の件数を単純に考えていきますと、23年度、今年は500万件の勢いでございます。

次にツイッターでございますが、ツイッターにつきましては、3月18日から、災害に関する区の取り組み、これを中心に開始をいたしました。現在、フォロー数は7,000件を超えてございます。ツイッターにつきましては、もうご案内のとおりでございまして、ソー

シャルメディアの一つとして昨今注目されているものでございまして、23区内におきましても、既に7区だったかと思いますが導入して、9区が検討中というふうな状況でございます。

次に、「くらしのガイド」（便利帳）でございますけれども、これは今年の10月に全ご家庭に配布する予定でございます。

ガイドマップ、杉並区の地図でございますけれども、地図におきましても同様なんですが、便利帳におきましても、今回の震災を受けまして、災害対策、あるいは安全な生活を送るための情報を充実させて作成するという方向で、現在作業を進めてございます。

次が、「すぎなみニュース」の制作でございます。これはCATV、ジェイコム杉並の方で、15分間の番組を、区のPRということで作成しているものでございます。週一回ですから、年間に52本作成することになります。それに加えて、区長の記者会見を行った場合につきましては、生放送なりを行っていただくという形で、ジェイコムさんとは調整をしているところでございます。

また、そのほか、このたびの震災時なんかにつきましては、区長談話の放映ですとか、あるいは、災害情報をテロップで流すですとか、また、今後、大雨とかゲリラ豪雨といった際には、なかなか防災無線で聞き取れないということもございまして、防災無線で流しているような内容を積極的に、以前以上に積極的にテロップで流すことも想定してございます。

最後に、その他ということでまとめさせていただきましたが、区長の記者会見、絵がございまして、こんな形で行わせていただいているというところでございます。

基本的に当初予算のプレス段階で1回を基本としまして、あとは補正予算ですとか、生じた事件や事故等々、必要に応じまして、年に数回行っているという状況でございます。

あとは、ビデオ広報の制作ですが、これは昨年作成したものでございまして、すぎなみの農業というところに、フォーカスを当てまして作成したものでございます。概ね15分程度の番組だったかと思っております。

一昨年につきましては、在宅介護をされている方への支援活動について紹介させていただくようなものでございまして、DVDに落としまして、学校、図書館、そして、ご協力いただいた団体を含めた関連団体に送ってございます。「すぎなみニュース」とあわせて、こちらの番組はホームページにも掲載してございまして、ジェイコム、ケーブルテ

レビの方が視聴できない方に対しましては、ホームページでご覧いただけるようにしているところがございます。

最後、課題と改善、今後の方向性でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、22年度の区民意向調査で、20%から25%ということで、ホームページのステータスと申しましょうか、そういったものが上がってきております。加えまして、そういったホームページに期待する年齢層も上の方に、総じて上がってきておりますので、ぜひこの際にホームページの再構築をさせていただければなど。こちらの方の充実を図りたいなど思っております。

また加えまして、昨今、スマートフォンですとか、あるいは iPad ですか、そういった新しいメディアが急速に発展しているということを受けまして、これまでにいろいろ紙で作成しておりました広報紙ですとかいうものを電子書籍化という形で提供する、そういった電子化によりまして、区民の皆さんにご利用いただけるチャンスを多くするという環境の整備が必要なのではないかというふうに思っております。

総じまして、手段についてご案内させていただきましたけれども、肝になりますのはやはりその情報の内容でございますので、私どもといたしましては、所管課と連携しまして、誰にでもわかりやすい内容で、確実に行き渡るように、抽象的・総論的で大変恐縮でございますが、そういった方向で今後広報活動を進めていきたいというふうに考えてございます。

雑駁でございますけれども、私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

まさしくおっしゃったように、区民の皆さんにあまねく広報の活動をしなきゃいけないというのはそのとおりであると思うんですが、1点だけ確認させていただきたいんですが、この主要な経費というのは、「広報すぎなみ」の委託にかかるものが多いですね。そうすると、気になるのは、折り込み単価が7.1円という問題もあるんですが、3分の1の方はもともと対象にしていない。行き渡ったって3分の2ということですね、印刷部数が。

ということは、気になるのは、一方において、便利帳か何かをポスティングで全戸配布されていますよね。そうすると、一番知りたいことは、いろいろ、ポスティングで、ある意味ではいろいろ商業用の媒体がどんどんどんどん投げ込まれているんですが、その7.1円というのはどうやって決まっているのかということと、他の区であるとか都の折り込みの単価と比べて適正かどうかということと、もしポスティングに移行したとすれば、どれ

ぐらいの単価になるのかというようなことが、経費面では一番気になったわけですね。要するに、あまねく行き渡らすということであれば、明らかに広報すぎなみでは、3分の1の方は届いていないわけですので。それは別の手段で、ですからアクセスされているということになるので、まず、その単価がどうやって決まっているのかということですね。それを教えていただけますか。

○広報課長 この単価につきましては、新聞協同組合との契約に基づく単価でございます。他区と比較いたしましても、同じ程度の単価だと認識してございます。東京都の単価とは、比べたことはございません。

○会長 あと、ポスティングはどれぐらい。

○広報課長 ポスティングでございますけれども、私どもの方で見積もりをとりますと、どうしても8円ぐらいの経費が出てまいります。

○会長 今おっしゃった8円というのは、同じ広報紙でということですか。

○広報課長 さようでございます。広報紙。同じスタイルの12ページ程度のもので8円という数字は出てくるんですが、一方で、江東区さんの方で5.5円で契約している経緯はございます。

○会長 でも、何か実際に配っている人に支払っているのは1円みたいですね。僕が調べた範囲では、配っている人の今の相場はですね。まあ、それは別にして。

だからそこら辺は、少なくとも、何かもう少し改善の余地があるような気が個人的にはしていたんですけど、そこら辺のご検討状況が、新聞協同組合、共同体でというのはどうしても値段が高くなるので、できたらポスティングか何かで全戸配布にした方が、紙媒体をお続けになるならまだその方がいいかなというのが、これは私の個人的な素朴な感情で、他の方のご意見もこれから聞くんですが、とりあえず私からはそれだけなんです。

どうぞ、〇〇委員。

○委員 じゃあ、私から。この「広報すぎなみ」ですが、これは平成4年から現在の3回になったと、さっき言われましたね。その前は何回だったんですか。

○広報課長 前は2回です。

○委員 2回。これを3回にした理由というのは何ですかね。

○広報課長 やはり、掲載する記事量が多くなってきた、あるいは、地域の方の活動なりの紹介なりが、件数が増えてきたということが一番大きいと思います。

○委員 じゃあ、タイムリーという問題はあまりなかったということか。そういう情報の

ボリュームが多くなったから、3回にしたということ。それとただ、タイムリーに情報を発信するということは、あまり意識がないということですか。

○広報課長 いえ、タイムリーということもございました。月2回よりかは月3回の方が、そういったものが確保できますので、情報につきましては、できるだけタイムリーにお伝えするというのも、3回に移した理由でございます。

○委員 じゃあ、やっぱりメインは、情報が多くなってきたということですね。

○広報課長 はい。

○委員 はい。じゃあ、わかりました。

○会長 ○○委員。

○委員 最後のところが、まあいろんな、どういうことが問題になっているのかという、このテーマのね。最後には、ホームページがわかりにくいから直したいとか、それがどうも最後の方に出てきたから、そういうことを話題にしたいのかなというふうにちょっと思ったけれどもね。

それで、ちょっと、この広報って最近いろんな自治体で、何が問題になっているのかよくわからないんですが、多分ご存じと思うんですが、よく盛んに自治体の中で、「戦略的広報」という言葉がはやり言葉のように言われているんですが、何をやらんとしているのか、さっぱりわからないんですよ。いろいろ推測するに、いわば客体をちゃんとそれぞれに分けて、それぞれの客体ごとに、媒体、今度はメディアの方も違いがあるので、それをちゃんとセグメント化して、いわばそれを重点的に焦点を合わせてというような、そのような趣旨を言っているんですが、果たしてそれで広報がグレードアップするのかどうかというのは、僕はよくわからなくて。

最後にちょっとおっしゃったけど、広報というのは、そういう手段とか手法を改善することよりも、中身ですよ。要するに、中身が良くなけりゃ、幾ら手段を、どんな精密にしようが、どのくらい焦点を合わせようが、中身は読んでくれないわけだからね。最後に、各課と相談してというふうにちょっとおっしゃったのが、本当は「戦略的広報」という前に戦略的な内容を作るのが先であって。ここでちょっと聞かれているのが、ホームページを改善したいだとか、それからいろんなことをおっしゃっているのは、それをやったことによって広報が本当に改善するかといたら、やっぱり中身を、本当に戦略的な中身を作ることが先だということがかえっておろそかになっているというのが、僕はいろんなところでその「戦略的広報」を聞くたびに思うことなんです。ここで聞かれんとしているこ

とは、僕は、手法だとかレイアウトだとか、技術を改善すると、何か広報問題が解決するような印象もちょっと、うっかりすると、そういうふうな兆しも見えないわけじゃないので、その辺の基本的な考え方をお伺いしたい。

○広報課長 私どもとしましては、今、〇〇委員のおっしゃったとおりだというふうに思っておりまして、所管課と調整をする、記事を作り上げるということがまず第一だと思っています。それを、公務員からの目線ではなくて、区民の目線で、ちゃんと言葉が整っているのか、正確性と、その趣旨なり考えが区民の皆さんにすっと落ちることの調和と申しますか、その辺ができているかどうかということをもまず第一に、ホームページについても広報紙についても、まあツイッターにつきましては、そういったことのきっかけになれるように考えているところではございます。先生のおっしゃるとおりだと思っております。

○委員 ホームページを改善させていただきたいみたいなのをちょっとおっしゃったけど、それは、ホームページを改善するためにお金をかけて、いろんなデザインだとか、あるいは、こういう組み立てですね、サイトマップの作り方とか、そういうことを改善したいというような趣旨に受けとめられまして、それはそれでやったらいいでしょうということだけなんですよ、私どもとしては。

それよりも、中身が本当に、戦略的な中身を作るような、普段の、そういういわば行政の仕事の進め方とか、あるいは市民に対する態度みたいなものですよね。その広報の、各課の。そこのところができてなければ、幾ら手段を議論しても意味ないんじゃないのということ言いたかったわけですよ。

○会長 まあ、それ、いろいろ微妙な問題がありますけど。

どうぞ、〇〇委員。

○委員 関連しているかもしれないんですけども、やはり区民の皆さんが必要なときに必要な情報が得られているかということであって、ホームページも一つの手段だろうと思うんですね。

例えば、広報紙であれば、地域活動を紹介するものが増えたから2回を3回にしたというご説明だったんですけども、地域の紹介に関しては別のところで皆さんにお示しすればよくて、それよりも、2回にして全戸配布すれば、コストは多分下がって情報は伝わるというふうにも考えられますよね。タイムリーに必要な情報、これは知っていてほしいというものを広報紙の中に集約するとか、その辺のところが多分戦略的な話にも通じてくる。わかりやすいとかわかりにくいとかではなくて、そもそもそういうものが伝わっていなけ

ればいけないので、必要なときに必要な情報が得られているかという観点で、区民の皆さんに確認をされたことはありますか。

○会長 読んでいるかどうかも含めてですね。

○広報課長 それについては、調査をしたことはございません。

○会長 それはおかしいですね。よく一般紙でもやるんですけど、「ざっと読んだ」とか「全く読まなかった」とか「一部読んだ」とか、じゃあ興味ある記事は何でしたかとか、必ず尋ねて紙面の改善を図るとというのが基本的な方法ですね。それは実は他の自治体も同じだから、あんまり杉並だけをいじめるわけにはいかないんですけども。

あ、関連して。何かありますか、○○委員。

○委員 関連しているといえば、関連していると思いますが。

○会長 どうぞ。

○委員 私は、内容的な充実はもちろんですけども、やはりメディアの工夫というのは当然必要だというふうに思っております、民間企業ですと、従来から、ステークホルダーに合わせた、例えばそれが投資家なのか、株主なのか、もしくは顧客なのか、潜在的な顧客なのかという、そのステークホルダーごとにいろいろメディアを工夫しようなんていう議論は、もう長年に渡ってやってきているわけですね。ただ、行政の場合は、そのステークホルダーが多様ですので、なかなか特定できないから、メディアの見極めというのも難しいという、民間企業とは違う状況があるとは思いますが、しかし、やはりメディアもできるだけ広く、くまなく情報を行き渡らせることができるようなものを、試行錯誤しながら工夫していくというのは必要だろうと思うんです。

それはそれとして、区政情報の入手方法、先ほどパワーポイントのスライドですと3枚目にありましたけれども、これを見ていると、区民の側からみると、受け身で一方的に情報を与えられる媒体と、それと、区民の側から能動的に情報を取りに行く媒体と、大きくその二つに分けることができると思うんですね。そのときに、特にホームページというのは、やはり何らかの目的意識を持って区のホームページにアクセスをするわけですから、何かこういう自分が求めている情報があるということが前提なんだろうと思うわけです。それから、区に対して直接問い合わせるというのもそうですね。何か知りたいことが明確だから問い合わせをしてくる。そういうケースと、区の側から、広くくまなく重要だと思うものを提供するケースとは、ちょっと分けて整理した方がいいんじゃないかなというふうに思っています。特に、ホームページの場合は、わかりやすいかどうかというよりは、

必要な情報に容易にアクセスできたかというところが問われるべきで、むしろそこをもう少ししっかりと、どういう状況なのかというのは、区民の方に、ホームページにアクセスされた方に聞いていただいた方がいいのではないかなというふうに思います。

その問い合わせというのも含めて、能動的にアクセスしてきた人たちがどういう情報を求めていたのかということをしっかり分析していただいて、それを、今度は受け身で、区の側から提供する情報の内容的な充実にも反映させていくというふうに、それこそメディア間の連携というんですかね、全体として、やはり広報が向上していかなければ、充実していかなければいけないわけですから、その辺の、最近ではソーシャルメディアがブームだからそこに注力しますとかいう、そういう短絡的な話ではなくて、いかにメディア間の連携を考えながら全体的な充実を図っていくかということ、今申し上げたような視点でちょっと考えていただくといいのではないかなというふうに思いました。

それと、どういうメディアでどういう情報をというのは、やはりその道の専門家にしっかりお聞きになるというのがよろしいのではないかなと思います。基本構想審議会の方でも、情報の専門家の方が入っていらっしゃるんですけど、普段私たちが気づかないようないろんなアイデアがどんどん出てくるんですよね。新しいメディアは若者向けにというような、そういう発想を持ちがちですけど、高齢者の方とか、なかなかメディアが使いこなせないというふうに言われているような方の情報リテラシーをむしろ向上させるツールとして、そういう新しいツールが使えるんだという、その可能性というのも大分あるようですので、その辺、専門家の方に十分聞いていただいて、工夫していただければなというふうに思います。

すみません。

○会長 はい。今について、区の方で何か、回答できる範囲、ありますか。

○広報課長 今現在ですと、広報紙とホームページというものが、往々にしてイコールみたいな形で情報発信しているという面は否めない部分は確かにあるかなというふうに思っております。

今、私どもとしましては、ホームページの充実で、先ほどいろいろご意見を賜りましたが、そうした中でも、できればいろいろな方のご意見を伺いながら、工夫ができればなというふうには考えているところではございます。

○会長 ○○委員。

○委員 今、イコールと言ったところが、ちょっと僕は変だと思うんですね。つまり、タ

ブロイド判の広報紙というのは、発行が月3回であったとしても、区民からすると結構保  
 存用として使われているんですね、あの種のものというのは。例えば、いろんな催し物だ  
 とかって、結構ニーズが高いですよ、自治体のは。それをとっておくために、タブロイ  
 ド判というのは価値があるし、全体の量もちろんだい多いですよね。それから、読み物的な  
 のがあるでしょう。ホームページというのは、大体どこの自治体もそうだけでも、広報紙  
 よりはずっと少ない量ですよ。だから、どこを選ぶかというのは、それは区役所の判断  
 ですが、同じじゃないし、求める方も、「広報すぎなみ」に求めているニーズの中身と、  
 ホームページは違うと思いますよ。だから、同じというのはちょっと変じゃないですか。  
 全然違いますよ。

○広報課長 すみません。同じというのは、その情報の発信の度合いといいますか、そう  
 いった意味で、ちょっと、イコールというふうに申し上げてしまったところでございます。

確かに、タブロイド判の、その限りある部分の情報の盛り方と、ホームページで盛る情  
 報の量というのは、もちろん違う部分でもございますし。

○委員 いや、ですから、僕は、その違うというふうに認識するのと、同じと認識するん  
 だと、じゃあこちらの新聞購読者が減ってきたから、だからホームページみたいな論理に  
 なってっちゃうんですが、私がいろんな見たり経験したことからいけば、新聞をとる人  
 が減ってくるというのは、これは一つの時代の趨勢みたいなものだけでも、いろんな、区  
 役所の出先があるところにも置いておく。スタンドのところでも取っていく人もいられ  
 しょう。そうすると、保存したいというニーズというのはそれなりにあるわけですよ。ある  
 いは、点字版とか何かもそういうのを出しているでしょ。それはそれで行くわけでしょ。  
 ですから、それとこれを、競合する関係にあるというふうな見方をしているかどうかによ  
 って、先ほどのホームページの充実というような話に文脈が行くかどうかは、ちょっと  
 違うんだと思うんですね。

要するに、別々の目的だったら、こちらはこちらで減るんで、それはもう新聞購読者が  
 減るのは時の趨勢だと。ホームページを見るのは、それはまた、これも時代の背景で、そ  
 うだと。だから、別々のものと考えられないんじゃないですかね。競合するというふう  
 に考えると、片一方が減ったからこっちを増やすみたいな話になる。

○区長室長 ただいま〇〇委員からお話がありましたが、その前段のところ、〇〇委員  
 から、そもそも内容というお話が先ほどございました。それにも関連すると思うんですが、  
 確かにそうだなというふうに思いまして、私ども広報課所管と情報のもともとの所管とい

つもせめぎ合いで、所管の方はできるだけ限り正しく役所から流さなきゃいけない情報は全部網羅して流したいという。広報課の方ではできる限りわかりやすくというところで、そこでせめぎ合いがあって、時にはちょっと中途半端な内容になっていたりするという話を先ほどお伺いしながら考えていて、そのとき、次に〇〇委員から、我々は当たり前のように回数を増やして、できる限り多くの情報をというふうについつい考えていたんですけども、言われてみると、内容を精査しながら、むしろ3回を2回にという方法もあるんじゃないかなというようなところで、次にまた、たたみかけられるように〇〇委員から、そもそも広報紙、紙の代替としてホームページがあると思っておりました。それで、つい、そういう紹介も実はしていたんです。「届かないところはホームページをご覧くださいければ」という言い方も当たり前のようにはしていたんですけども、そもそも言われてみると、目的が違うというような気もしますし、能動的に取りに行く人たちは、きっと広報紙で押しなべて流されるものを見て、満足はきつとしないんだろうなとも思いますし、何かそんなことを考えておりましたら、今まで、ついお知らせ型の広報を当たり前のようにはやってきたことについて、ちょっと今、何かしら考えなければいけないなという、そんな反省も少ししているところです。

以上です。

○会長 その反省はいいんですけど、結局自治体広報とか政府広報の難しいところは、今のは確かに提供方の視点から、住民のニーズに沿った媒体ということは重要なんですけど、実はそのせめぎ合いで、情報の発信側は自分の政策を無理やりでも伝えたいし、自分の政策の正当性を訴えたい、また変更を訴えたいという、どうしてもそういう意思が表れるんですね。でも、それは逆に言うと、値上げとかの場合とか、いろいろ問題があって、そんなことはあまり知りたくない人もいるわけなんですよ。

ところが、自分のニーズに合うだけの広報をやればいいのかというと、そうでもないの、結果的には、自治体広報と政府広報の難しいところは、広報というと情報発信というのは明らかに誤りで、要するに、対コミュニケーションですよ。パブリックリレーションズですから、正しい広報の意味は。そうすると、企業ともまた違って、情報の発信側の提供側と住民の知るべき権利にも応える、あるいは、参加する意欲にも応えて引き出すという、これ、せめぎ合いでね。これは実は、情報発信側で議論すべきことは非常に危険なんですよね、逆に言うと、ちょっと。

それは、だから、実はこのテーマは非常に難しく、我々がこういうところで議論をす

るのは、逆に言うと非常に禁欲的でなきゃいかんというのは、そういう意味で、最初僕は経費的な点を言ったというのはあるんですけども。これは非常に、自治体のあるべき姿ということを考える場合に、結構難しい問題を実ははらんでいましてね。だから、踏み込んだ議論はちょっと今はできない。

〇〇委員。

〇委員 私、最近、いろんな杉並区民の方20人ぐらいに、区の広報紙をまず月に何回発行しているかと聞くと、みんな、1回だろうとか2回だろうとか。3回と言った人は2人しかいない、20人で。ということは、区民もあまりそういう、いっぱい発行されることを期待していないんだよね。せめて2回ぐらいが期待しているところだよな。

それで、さっき、タイムリーというよりも、どっちかという情報が多くなってきたからと言ったでしょ、3回にした理由を。あれは、ページ数を増やせば、それはもう大丈夫ですよ。カバーできると思うんですね。例えば、今の12ページというのは、紙3枚ですよ。あれを4枚にすれば、もう16ページになるからね。ただ、それは、18ページにしようと思ったら、もう一枚だけ、半分のを入れればいいのであって。

だから、情報量が多くなってきたらから3回というのは、ページ数を増やせばいいからね。そうすると、この配布にかかる費用も節減できるし、もしかしたら各戸に配って歩くこともできるかもしれないし。

それから、じっくり作る。僕は、月3回、よく作っているなと思うんです。区側がですね。よっぽど忙しいんじゃないかと思ってね。内容なんかも充実させるために、月2回ぐらいにして、じっくり作った方がいいと思うんですけどね。どうですかね。だから、私は、2回にして、じっくり。ページ数も増やして。そうすれば、内容、ボリュームも解決ができると思うんですね。そして、各戸への配布も可能になるかもしれないしね。それはどうですかね。

〇区長室長 はい。今ここで、3回を2回というふうには簡単には申し上げにくいんですけども、先ほど〇〇委員からお話のあった、広報紙の内容を精査して、区がお知らせしたい情報、それと、区民の活動を掲載してほしいという、区民からの情報提供を掲載するもの、それと、先ほど〇〇委員からお話のあった、広報紙、紙でお知らせするのと、情報を取りにくるものとの、その辺の精査が十分できていなかったというのは事実だと思いますので、もう少しきちんと精査した上でないと、回数を今ここで、3回を2回にというのはちょっと申し上げにくいんですが、いろいろ精査してみたいというふうには考えます。

○広報課長 あと、私の方からもう一点。ちょっと細かい話なんですけども、各戸配布ということになりますと、どうしても配布に複数日かかることになります。3日から、他の区の例では、長いところだと1週間程度かけて配布している。1週間というのはちょっとどうかと思いますけども、やはり1日で配るということは、できなくなってくるのかなという気がしますので、1回、2回というふうな認識だというご指摘でございましたけれども、今のところ、1日、11日、21日という形で、新聞をとっている方はということで限定になりますけれども、着いている中で、ちょっと、それがまた3日なりの日数を要するということになることになりますもんですから、内容、書き方の工夫ですとか、あるいは、それに対するまたアレルギーの払拭とか、ちょっといろいろ考えなければいけない。検討させていただきたいなということが率直な感想ではございます。

○会長 まあ、それは契約の方法だと思いますが。

○委員 今回のコメントですけれども、そうすると新聞を取っている方が有利になるわけですよ。3分の2の方は新聞を取っていらっしゃるけれど、3分の1の方は新聞を取っていらっしゃらないということは、自分で見に行かなければ情報が得られないということで、公平性の観点からいえば、今のコメントはちょっとおかしいのではないですか。

要するに、新聞を取っていない3分の1の方々よりも、取っている3分の2の方々が、1日のうちに情報を得ることを優先しているというようにとれるんですね。それは違う。やはりそれはおかしい。全区民の皆さんが、どうしたら平等に情報を得ることができるかと。知ってもらいたいことを伝えられるかも含めてですね。そういった観点で、もう一度検討された方がいいのではないかと思います。

○会長 発行形態であるとか単価の見直しというのは、もう、可能な範囲でやっていただければ済む問題だと思いますし、1週間かかるというのは、その契約の方式にすぎないと思いますし、現実には何かポスティングの人とか、いろいろ情報を考えれば、そんなに1週間もかかってやったら、頼む方にとってはメリットがないですから、それは民間ベースでもそんなに悠長なことは言わないので、長くても二、三日ぐらいでやってしまうとは思いますが、それはあれだと思っんですけど。

ただ一番気になるのは、各委員の方から出ていましたように、広報紙で何を伝えるかということもさることながら、広報活動の目的というのはなかなか、これ、どうしても、これは難しいな。区長がおられないから、区長のことを言ってもいいと思うんですけど、結局、首長としての広報媒体的な役割というのを、良い面、悪い面、両方含めてあるわけで

すね。

ですから、先ほど言った住民との対話ということからすると、逆に言うと、区からの情報発信が非常に強くなり過ぎて、それはわかりやすく伝わるかもしれないけども、区民が望んでいることとか、区民の苦情であるとか、そういう情報が区に上がってこなくなっちゃうわけですね。だから、区政にとっては非常にいいことで、それが戦略的という意味合いで使われているのかもしれませんが、それでいいのかという問題が実はあるわけです。その財源を負担しているのは区民ですから。

ですから、これは当然そういうことで、スキルを引き上げなきゃいけないと、〇〇委員がおっしゃったんですけども、それも当然やらなきゃいけないことなんですけど、もう少し、〇〇委員や〇〇委員がおっしゃったように、区民が何を望んでいるのかということと、現在がどれぐらい読まれて、逆に言うと、今の区の方針の理解が進んでいるのかどうかということも、今の考え方が是とした場合において、新しい区の体制になった場合の区の姿勢がどれぐらい理解されているかということが伝わらなければ、単なる催し物の案内だけになりますから、そうしたらもう、むしろ催し物の案内に特化した方がいいわけですよ。実はそうじゃないと。いろいろ新しい区の状況、あるいは財政状況であるとか、新しい施策のことについても広報されているわけですので、そこら辺、紙面の割り振りだとかということも含めて、〇〇委員がおっしゃったように、どれぐらいのページ数が必要かという議論につながってくると思うんですね。

ですから、結局これは、広報活動で何を伝えて、何を区民から意見を生み出すか、もらうかということで、これは非常に難しい問題で、まさしく区長室ですか、広報課じゃなくて区長室の位置づけの問題なので、僕は迂闊なことを言えないなというのが正直なところなんですけど。

〇〇委員、何か補足することは。

〇委員 いや、今まで言ったことと同じことなんですけども、最初のいろんなご説明で、いろんな手法のようなことをいろいろ強調されたりしているので、それだけすごく気になったんでね。そういう問題ではないだろうということ、もう一回原点に戻った方がいいんじゃないですかね。

あとは、いろんな媒体が変わったり、あるいは先ほど出た、このステークホルダーというのも、まあなかなか意味が多様でして、よくわからんのですよね。それをきれいな言葉で何か言ったところで、やっぱり時代の変化というのは、もう多様化しちゃう。多様化し

たことを、何か一元的に管理するのを、無理やり昔風に、全員に同じものをとということにこだわること自体が、時代の変化として無理があるから、もっと時代に即応して、いろいろな格好で、重層的にというぐらいに考えた方が現実的じゃないかなというのが私の感想なんですけどね。

○会長 時間が参っているんですが、もう一つ、私、確認すべきことを忘れていまして、「すぎなみニュース」というのは、これはホームページを通じての閲覧も含めて、どれぐらい見ておられるんですか。アクセスというか、これの。人数的に、毎回。52回だとすると。視聴者というか。

○広報課長 これにつきましては、ちょっと、視聴率みたいな形の割合はとってはいないということです。

○会長 それはとるべきだと思いますね、基本的に。だから、場合によっては、これ、最後は、一番悪いのはやめるというのもあり得ると思いますし、区長の会見はいろいろ、別の高次の政治的判断でやめられないのかもしれませんが、ここら辺をもう少し、先ほど来、○○委員もおっしゃったように、どれぐらい読まれているのかとかということの調査も含めて、やはり基礎的なニーズとか、あるいは閲覧状況であるとか、そういう調査を踏まえて、当面は区の情報発信が正確に伝わるようなというのが、どうも一時的な目的の現体制ではそんな感じですから、それが発揮されるようにしなきゃいけない。

そういった意味では、場合によっては、○○委員がおっしゃったように、3回を2回にするということもあるかもしれませんが、私は、いずれにしても、一番気になるのは、○○委員もおっしゃったように、3分の2に対してのコストのかけ方というのはこれでいいのかどうか。あまねくということであれば、もう少し別の対策をとらなきゃいけないということは、いずれにしても間違いないことだと思うんですね。

そうすると、この判定から言うと、私は、拡充案というものではなくて、現状維持で、資源配分を見直すべきだと思うんですね。どの媒体に、どういう方法で、どれぐらいお金をかけていくのかということですね。そして、それが区民のニーズに合っているのかどうかということと同時に、区の内容が伝わっているかどうかということですね。それをやはりもう少し精査していただいて、当然、ホームページの充実・強化というのは必要だと思いますが、そういう方向で臨んでいただきたいというふうに思います。

他の委員から、追加のご意見はありますか。どうぞ。

○委員 一つだけ、追加的に。ポスティングというので、あれは100%カバーできるんで

すか。

○会長 チェックするんですよ。

○委員 えっ。

○会長 いや、チェックするんです。チェックしているんです、あれは。要するに、民間で配ったかどうかというのを。

○委員 いや、あれも漏れるんじゃないかというのが僕はあってね。

○会長 いや、漏れるのは漏れますよ。

○委員 ええ。

○区長室長 実は、先ほど会長から、配っている方には1円ぐらいしか行ってないという話がありましたが、実は私も、休みの日に住宅街を歩いておりますと結構配っている方がいらっしゃるので、これ配って、皆さんは幾らぐらいもらえるんですかと聞いたら、1日5,000円という方から、8,000円という方から、1万円という。そうすると、大体1枚1円ぐらいかなという感じでした、私が聞いたときも。

それを「広報すぎなみ」で置きかえた場合には、あの紙1枚のチラシとは違いまして結構分厚いものですから、きつともう少し単価は高くなるだろうなというのは容易に想像できるんですけども、それで一定の金額がかさむだろうなというふうに思いまして。それで、彼らの配布状況を見ていて少し不安に思ったのは、配りやすいマンションだとかアパートには、わっと入れて、置けるんですが、そこがない場合、本当にこの人たち2階へ行っているのかなとか、住宅街の奥へ行っているのかなと。その辺は、広報すぎなみを所管している者としては、少し、正直、気になる場所があったんですが、結構、今現在のやり方でも、広報が届いていないというような苦情というか、区民からのお叱りというのはよくあるんですね。

それで、かつて新聞折り込みでなかったときに、町会という名前を出していいのかな、配布をお願いしていた時期があったんですね。そのころは、本当に頻繁に、届いていないというお叱りとかお電話をよくいただいておりました。ですから、100%というのはなかなか難しいかなというふうに感じております。

○会長 まあ、そうですね。

じゃあ、今のは補足ということ。

○報道係長 すみません。

○会長 追加の説明がありますか。どうぞ。

○報道係長 先ほどのケーブルテレビの広報番組の視聴率なんでもございますけども、ジェイコムでは、この杉並エリアを対象にした視聴率は取っていないという状態でございます。

○会長 それは、ジェイコムでは取っていないだけで、やっぱり広報を提供されているんですから、それはとる仕掛けがあるわけですから、調査されればいいと思いますが。

○報道係長 はい。視聴率の取り方という形になると思いますので、そのあたり、どういう取り方をすればいいかは、ちょっと研究しないといけないかと思っています。

○会長 はい。

じゃあ、まあ、そういうことで、評価はこれで終わりにしたいと思います。どうも。

○広報課長 ありがとうございます。

○行政改革担当副参事 それでは、説明員の入れ替えを行いますので、2時5分まで休憩いたします。

（ 休憩 ）

（ 再開 ）

○会長 再開いたします。

次の評価対象は、「民営化宿泊施設 保養のための宿泊機会の提供」ということでございます。

区民生活部管理課の方から、まず説明を、10分から15分ぐらいでお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○区民生活部長 民営化宿泊施設を所管してございます、区民生活部長の佐藤といたします。よろしく願いいたします。

本日ですが、所管しております管理課長、黒瀬と、それから教育委員会事務局の学務課長の日暮の方で、説明員をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○区民生活部管理課長 それでは、私から、民営化宿泊施設の事業についてのご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前に、誠に申し訳ございませんが、資料の訂正をさせていただきます。事前にお渡ししてある概要シートについて訂正箇所がありますので、訂正したものを席上配付させていただきました。訂正をお願いします。

訂正の理由は、資料42ページ、「評価対象概要シート」の「課題と改善・見直しの方向」の中の②のコニファーいわびつの説明文の記述の中で、施設の建設の時期と、その所

在地である東吾妻町との友好自治体協定締結の時期の順序が逆の記述になっておりましたので、訂正するものでございます。誠に申し訳ございません。お詫びして、訂正いたします。

それでは、民営化宿泊施設のご説明をさせていただきます。

区の民営化宿泊施設の事業目的としましては、区民に保養の機会を提供することによって、その福利の向上を図ることにあります。そして、区の保有する宿泊施設を、直営から民営化に転換した理由といたしましては、区の財政負担の軽減を図りながら、民間事業者の創意工夫やノウハウを生かしたサービスの提供を行うためでございます。

民営化の内容としましては、事業者と使用貸借に係る契約を締結し、無償貸与しております。貸付期間は3年間で更新可能、現在4期目、23年度から25年度までの契約を締結したところでございます。

施設の運営管理に必要な維持管理経費、運営費は、原則事業者負担。ただし、大規模修繕等に関する費用、区民利用に関する補助金などは区の負担になっております。

事業者は、毎年度、施設の決算において生じた利益の2分の1相当額を、管理監督費として杉並区へ支払うことになっております。区は、年度終了後に公認会計士による監査を実施し、その経営状況、利益額などを確認しております。

区民に対する優遇措置としましては、杉並区民が利用した場合、1泊当たり2,000円、高齢者・障害者は3,000円の補助をしております。

湯の里「杉菜」、ユニファーいわびつは、予約に際して、区民の優先利用枠を確保しております。富士学園、弓ヶ浜クラブは、区立小学校の移動教室での利用を優先しております。民営化宿泊施設には、ただいま申し上げました湯の里「杉菜」、ユニファーいわびつ、富士学園、弓ヶ浜クラブの4施設がございます。それぞれ設置の年度や経過の違いはございますが、14年度と一緒に民営化したものでございます。

次に、区の歳入、歳出状況ですが、直營業務委託のときと民営化後の区の歳入、歳出状況を比較してみますと、直営時は、4施設全体で、歳入、歳出差し引きで、年間約5億円もの経費がかかっておりました。民営化したことにより、以前に比べると、年間経費を約2億円に縮小して運営してきております。

42ページの概要シートの「課題と改善・見直しの方向」の中で、4億円の経費を削減したと記述してありますが、その差額は移動教室の経費を除いた金額を書いたものでございます。

次に、民営化宿泊施設の利用状況ですが、民営化宿泊施設のサービスについては、これまでのアンケート結果の方から、概ね好評をいただいております。区民、区民以外を合計した4施設の総利用者数、このグラフの上から2番目の青い線は、移動教室を除き、毎年度概ね5万人程度の集客を維持しております。しかし、そのうち区民利用人数ですが、これは上から3番目の緑の線になりますが、14年度の3万5,000人から、22年度の2万2,000人と、減少傾向にあります。

次に、全体の課題としましては、第一に区民利用の減少が挙げられます。ただいまグラフでご説明しましたように、移動教室を除き、区民の利用の割合は、14年度の70.67%から22年度の42.25%に減少しております。これは、区民ニーズの多様化や民間宿泊施設の料金の値下げなどによって、補助金による価格メリットが薄れてきていることなどが原因として考えられます。

2番目の課題として、施設老朽化による今後の維持管理経費の増大の見込みがございます。施設で最も古いのは弓ヶ浜クラブで、築31年になります。これまでのところ、年度によってばらつきはありますが、4施設全体で年平均約1,600万円の修繕費がかかっております。

3番目の課題として、このように多額の工費を負担して、区が宿泊機会の提供を行うことの適否です。先ほど申し上げましたように、毎年度、4施設全体で、移動教室の経費も含め、約2億円ほどの経費がかかっているのが現状でございます。

次に各施設の状況ですが、湯の里「杉菜」は直営時より人気が高く、4施設の中で利用者数や区民利用が最も多くなっています。また、区への管理監督費の支払いを毎年行っています。

コニファーいわびつですが、区は、旧吾妻町と平成元年に友好自治体協定を締結後、平成6年に第2のふるさとづくりを目的に同施設を建設し、これまで同施設をベースにさまざまな分野で自治体間交流を展開してきました。また、平成22年度には、21年度の収益が黒字になり、管理監督費の支払いを行っています。ただ、現在、コニファーいわびつは、区と災害時相互援助協定を締結している南相馬市からの大震災の避難者の受け入れを行っており、一般の宿泊は受けておりません。

富士学園、弓ヶ浜クラブですが、同施設は、元来、区立小学校の校外施設として建設され、現在も移動教室に利用されています。両施設とも、平成22年度には、やはり21年度が黒字になり、管理監督費の支払いを行っています。ただ、残念ながら、これまで管理監督

費の支払いの実績があまりないのが現状です。

ただ、各施設、これまでもさまざまな経営努力をしてきております。各施設の取り組み状況のご案内として、各事業者の作成した周知用のチラシをそこに挙げておきました。

最後に、民営化宿泊施設の改善・見直しの方向性ですが、施設ごとに設立の経過や現在の運営状況、期待される役割などに違いがありますので、今後については、施設ごとに状況を見ながら、それぞれについて改善・見直しの方向を決めていく必要があると考えます。

湯の里「杉菜」は、改築から27年経っていますので、今後、施設整備の老朽化の状況を見極めながら、費用対効果を検証し、施設の維持管理に努めていきたいと存じます。

コニファーいわびつは、区民への知名度アップと新たな固定客獲得のために、区民へのPRをより一層徹底し、団体客等の勧誘に努めるとともに、友好協定に基づく活用を積極的に進めていきます。

富士学園、弓ヶ浜クラブは、維持管理経費と区民ニーズや区民満足度などの費用対効果を検証し、今後の施設の維持運営について検討していきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 はい。説明はそれでいいのかもしれないんですけど、検討をする場合に、この民営化宿泊施設の区としての歳入、歳出というのは48ページに書いてあって、時々利益が出ている分もあるというお話なんですけれども、その施設ごとのトータルの収入、支出ですね、これのデータというのがないと、結果的にこれは区外の方の宿泊収入もあって、それで最終的に利益が出る、出ないという。区の方としては、補助金収入とその利用者負担分が入ってくるということになるんですが、それ以外の収入があるものですから、公認会計士の監査は確かにあるんだと思うんですが、それぞれの宿泊施設ごとの財政状況というのが理解できないので、これを継続するとか、云々とか、あるいは、ほかの、昨日来から、○○委員からご指摘いただいているような、現在一つはもう既にそういう緊急用にお使いになっておられますが、どういう用途に使えるかということもわからないんですが、そこら辺のデータは、あれば出していただきたいと思えますし、出なければ、大体どれぐらいの収支になっているのかというのがわからないんですね、これでは。区の立場としての歳入、歳出ですから。

経営を考える場合は、当然施設ごとの、これはたしか事務局に事前に言っておいたと思うんですけど、施設としての要するに収入、支出。一番気になるのは、例えば減価償却とかというのはどういうふうに見ているかとか、そんなの多分見なくて、単なる差し引きの

収入、支出として、多分利益が出れば、上納金なのか、これを出すんだということだろうと思うんですが、全くわからないんですね、今の説明では。

どうぞ。

○区民生活部管理課長 すみません。事業所のいわゆる事業収入というような形だと思うんですが。

○会長 事業支出のですね。

○区民生活部管理課長 事業支出。当然、毎年、会計検査をやっていますので。

○会長 それは当然なんですけど、それがないと判断が。

○区民生活部管理課長 そうしたデータもあるんですが、ちょっと今すぐ出てくるというのは、ちょっと。

○会長 そうですか。事前をお願いしておったんですが。

というのは、例えば、どういうふうなインセンティブを設けるかとかということによっても、このまま閉鎖せずに継続するということもあるでしょうし、いろいろなパターンが考えられると思うんですね。じゃあ、それはまあ、どうせこれは、こういう作業的には間に合わないと思いますので、いいことにして、基本的な方針として。

○区民生活部管理課長 すみません。

○会長 はい。

○区民生活部管理課長 それ、後ほど、提出させていただきたいと思います。

○会長 多分、でもこの時間中にはちょっと厳しいと思いますが、またその数値がどうのこうのという議論はできないと思いますが、今の区のお考え方としては、このパワーポイントにあるように、改善・見直しの方向性として、見直しを行うということなんですけど、とりわけ、湯の里「杉菜」の方については利用が高いということなんですけど、これは継続するというように読めますが。

どうぞ。

○区民生活部管理課長 よろしいですか。湯の里「杉菜」については、区民利用の割合は確かに減ってきていますが、依然として人気が高い。それから、収益も上げているということなので、老朽化はしていますが、必要な修理・修繕を行いながら、効率的な運営に心がけながら事業継続をしていくのが妥当かなと、そういうふう考えております。

○会長 うん。結局、1人当たりの区の負担というのは幾らになるんですか。3,000円ですよ、高齢者、障害者は。一般区民は2,000円。だから、これが妥当かどうかということ

と、これなしで、これをもう少し減らして、それぞれの民営化宿泊施設が運営できるかどうかと、二つがあると思うんですが、この3,000円とか2,000円という根拠はどこにあるんですか。

○区民生活部管理課長 それも、前の直営のときには、お一人の負担金が5,000円程度だったんですね。今回、民営化したことによって、実際に事業者からの必要とする利用料金、そこから引いた上での金額で、費用の負担の軽減ということで、3,000円ぐらいが適当でないかという形で決めているものです。ご本人負担は、前のときよりは負担は若干上がっています。

○会長 はい。まあ、そういうことなんですが、どうぞ、他の委員の方から。

では、○○委員。

○委員 そもそも、この保養所に関して、区民の皆さんのニーズがどれくらいあるのかを把握しているのか。あとは、リピーターが多いのか。利用者が減少しているということも含めて、そのニーズと、リピーターが多いという傾向にあるのかどうか。もしあるのであれば、区民の皆さんがこういった保養所が杉並区にあるということをご存じなのかどうか、その辺はどういうふうに把握しているのですか。

○区民生活部管理課長 意向の調査ですが、利用者に関しては、意向のアンケート等はあるんですけど、一般区民の方に対する意向の調査というのは、ちょっと、最近やっておりません。民営化以前の平成12年に調査はしております。

○委員 そのときは多かった、ニーズがあったということですか。

○区民生活部管理課長 「使ったことがあるか」というまず質問をして、大体8割ぐらいの方は「使っていない」という回答ですね。使っていない理由は何なのかというので——ちょっとお待ちください。

○委員 その間に。要するに、施設を保有する必要性というものが、未だにわからないんですね。その辺の根拠になるかなと思って、今の質問をさせていただいているんですけど。

○区民生活部管理課長 すみませんでした。施設があることを「知らなかった」という方が25%ぐらいですね。「興味がない」というのがやっぱり23%ぐらいです。それから、必要性があるかどうかということについては、36%ぐらいの方が「必要がある」。「必要ない」という方は、やっぱり30%、それより少ない感じのパーセントであったと。それから、「わからない」というのがやっぱり3割ぐらいというぐらいの、そのときのアンケートの中ではそういう答えが出ておりました。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっといいですか。この四つのうち二つは移動教室で使っているんですけど、教育委員会の方がいますけど、移動教室って、これからも存続させるんですかね。

○学務課長 はい。移動教室につきましては、長らく続いて、その効果もあるというふうに考えて、今後も引き続き実施していきたいというふうに思っております。

○委員 それから、他の区でも移動教室を実施していますよね。多分、大体。

○学務課長 はい。一応23区どこでも、移動教室については実施しているというふうに聞いております。

○委員 それで、杉並の場合は、この弓ヶ浜とそれから富士学園、そういう施設がありますけども、他の区は持っていない区もありますよね。そういう区はどうしているんですかね。

○学務課長 22年度に調査をかけたものを持っているんですが、23区中21区がいわゆる自区の区営の施設を使っております。

○委員 持っている。

○学務課長 持っているんですね。あと2区については、民営の施設を使っているということでありました。

○会長 どうぞ。

○委員 施設ごとの収支がわからないから、詳細はちょっと僕も申し述べられない。ただ、全体として言えることは、民営化する以前に比べれば何億円助かっているという、そこをすごく強調されるけども、その民営化をするというときに、民営化って委託をする前はいわば持ち物だったわけですが、その持ち物の、要するに自分が持っているということは変わっていないわけですよね。

それで、大きな枠組みで考えた場合に、民間の会社でも、昔は自分の会社でリゾート地に土地だとか何か買って保養所を造るというのは、それは一種の時代の背景であったけれども、今ほとんどそういう資産を持たずに、自分の社員の福利厚生としては、リゾート地に社員が出かけるときに、家族サービスとかいって補助を出して、それでいろんなところを契約リゾート地をしているというのがだんだん増えてきているでしょう。

それは当然だと思うんですよね。持っていることの意味があまりなくなってくるし、それが負担だからということになるわけですね。それは行政だって同じで、今そもそもいろんな今後の代替案を考えるときに、売却というものも選択の一つにあるはずなんだけども、

それがその選択肢に入っていないような書き方をされているので、そこがちょっと不思議なんですね。要するに、持っている必要はないんですよね、もしかしたら。だから、何で持っているのかという理由をぜひ教えてもらいたいし。

ここで、今、区民利用補助金のところを1人当たりで割り算すると、2,500円補助して、今でさえも補助しているわけですよね、平均的に。これ、今のこの関東近辺でも、リゾート地に行くと、民間経営の結構大規模なホテルとかあって、そういうところにたまたま行くと、結構、会社の契約で来ているという人がすごくたくさんいて、いわばホテル側からすれば、それが結構なウエートで営業の収益になっていて、それはいわばお得意さんみたいにしているわけですよね。そういうふうになればお互いがうまくいくという仕組みにだんだんできてきているわけで、先ほどたまたま23区中21区はどこかに持っているといったって、持っている理由そのものが説明できない状態になっていると僕は思うので、選択肢の中に、まず売却して、補助を出して民間施設を利用するという選択肢は大いにあると思うんですよね。そこを含めませんと、何か持っていることを前提に議論しているような気がしてしょうがない。何で持っているのか、理由を説明できないですよね、恐らく。

○会長 それは何か説明はありますか。

○区民生活部管理課長 確かに、委員のおっしゃるように、いろいろ考え方の中で、売却というのも選択肢の一つだと思っています。ただ、ここでご説明したのは、少なくとも前に持っていた、今も持っているんですが、その施設の有効活用という観点からいうと、有効活用してきたのではないかというのが一つの結果です。ただ、〇〇委員からもあったように、なぜこういうことをやるのかという、その意義の方も含めて、やはりそれは社会状況の変化の中、それから区民の意識の変化の中で、考え直していく、見直していくというのは必要かなと思います。

ほかの区の状況を見ましても、確かに売却してしまっている、あるいは、今、〇〇委員が言われたような、例えば指定旅館のような形の方式をとっているところもあります。ですから、選択肢としては確かにあると思います。ただ、今の段階の中で施設運営のことを考えると、有効に働いているかなということで、ちょっとこういう書き方をさせていただいたということです。

○委員 それは説明にならない。有効の中の一つには売却があるでしょということを僕がお伺いしているんで、それを除いたところで有効といっても、それは、話がすれ違っていると僕は思いますが。つまり、有効の中にはそこまで入るでしょう、当然。

○区民生活部管理課長 それから、売却といったときには、やはりまず、それは廃止してという前提ですが、廃止して売却というあれですが、売却ということになりますと、やはりそれだけの、要するに売れるかというのが一つ。それから、適正なというか、それだけの値段で売れるかというのが、課題としてはあると思います。それは、売却するというこを方針的に決めた後の問題とは言えるかと思いますが、ちょっとそういう課題もあるかなと思っています。

○委員 いや、売れるかという、それだけの値段という前に、特に修繕費がこんなにかかるよと言っているのに、それをずっと続けたら、長くなれば、持っていれば持っているほどその負担が大きくなるということは、大体想像つくじゃないですか、このくらいの限られた情報でも。ですから、非常に修繕費が高いということを予想されていれば、今売った方がいいというのは普通考えますよね。民間的に考えるならばね。

○会長 どうぞ。

○委員 すみません。事前の質問として、各施設の中で、今から10年以内ぐらいに、大規模修繕費とかそれから耐震の工事費、それを入れて、各施設どれぐらいかかるかという予想の質問状を出していたんですけど、それはどうですか。回答というのかな。

○区民生活部管理課長 10年間で、長期修繕計画ベースでいくと、大体この4施設で17億5,000万ぐらいです。

○委員 10年ぐらいで。

○区民生活部管理課長 10年間。

○委員 ああ。17億。

○会長 どうぞ。

○委員 先ほどご回答をいただいた中で、私が申し上げたこととずれているような感じがしたので、ちょっと確認をさせていただきます。

私が申し上げたのは、施設を保有する必要性であって、区民の保養のための施策が必要かどうかという話はしていない。もし保有するのであれば、○○委員がおっしゃったようなやり方もあるし。ここで施設を保有している必要性を確認する必要があるということで、10年前に調査、十数年前ですか、11年前ですか、調査をされたときには、3分の1の方が必要だとおっしゃったんですって。

○区民生活部管理課長 そうです。

○委員 ですね。それで、ここ10年、先ほども価格メリットが薄れてきているがために利

用者が減少しているという状況もある中で、こういう検討をするのであれば、まずは区民の皆さんに、必要性の判断ですか、ニーズを確認すべきなのではないかと思います。その点を確認させていただきます。

○区民生活部管理課長 どうもすみません。取り違えまして。

確かに、区民の意向というものの確認は必要というふうに感じております。前の調査のときに、じゃあその時点でのこういう宿泊施設をどうするかという質問もしております。そうすると、その中で多かったのが、やっぱりもっと PR をしなさいというのが一つ。それから、たしかそれよりもっと少ない数字だったと思いますが、民営化をしろという意見が出ていたというのは記憶に残っています。

○委員 10年前の調査の結果を踏まえて今を検討するのはおかしい。今の状況を確認すべきだと申し上げているんです。

○区民生活部管理課長 わかりました。はい。

○会長 どうぞ。

○委員 よろしいですか。結局同じことを申し上げることになるのかもしれませんが、民営化されるに至った経緯なんですけれども、直営じゃなくて民営化したと。それ、この事業仕分けの冊子の31ページ、これは昨日やりました秋川荘についても、この宿泊施設等のあり方検討会の報告書からの抜粋の部分がありますけれども、これが平成12年9月に出版されていて、恐らく今日、今話題になっているこの4施設についても、この中で指摘がされているわけですね。そこで民営化という方針が示されたことを受けて、平成14年にすべて民営化したということで、まず、いいのかどうかというのが1点目です。

それと、あと、さらに、同じ冊子の50ページに、他区の保養所事業の状況というのが載っていますけれども、ここを見ると、確かに民営化だけではなくて、指定管理とか委託とか、それから「区立保養所なし」というところが7区ありますが、指定宿泊施設制度、借上宿泊施設制度で、「その他」というのがちょっと何だかよくわかりませんので教えていただければと思いますが、もしおわかりだったら。

ですから、こういった多様な手法が直営以外でもあるということなわけですね。ですから、それらをやはりきちんと、施設の有効活用をするにしても、どの手法が最もその効果を引き出して、区民のニーズにも十分応え得る手法として、その施設を運用することにつながるのかということ、きちんと検証していただかないと、答えにならないんじゃないかと思うんですね。そこのあたりは、今後そういう検証もしていくおつもりがあるのか

どうかも含めて、ちょっとお答えいただければと思います。

○区民生活部管理課長 まず最初のご質問の、前の検討の中で、この民営化施設も一緒に検討して、その結果でこういう運営方式をとったのかというご質問ですが、それはそのとおりでございます。秋川荘とかも一緒に検討した結果、この4施設については民営化をしたということでございます。

それから、他区のいろいろな状況がございますが、そうした状況を踏まえて、やはり検討していかなきゃいけないと思います。

他区の方式は確かにいろいろございまして、その他という中では、指定宿泊制度を導入しているというのが3区、それから借り上げ宿泊しているのが2区、それから、「その他」の区という、足立区、中野区については、施設の売却をしております。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっと関連して。足立区に関しては、杉菜を運営している株式会社フォレストに売りましたね。フォレストが買いましたね。あそこに泊まったことがあるんですけど、あそこに行くと、やたら足立区民が多いんですね。あれは、足立区は補助金か何か出してやっているのかね。もし知っていたら、教えてくださいませんか。

○区民生活部管理課長 5年間、料金の割引とそれから優先枠。それから、利用の状況の統計的な部分の報告を条件に売却しております。

○委員 あれ、割引ということは、補助金を出していないということ。フォレストが負担しているということ、その分。

○区民生活部管理課長 独自の割引ということです。

○委員 そう。

○会長 今の話にも関連するんですが、結果的に、区民に対するそういう保養ニーズに応えるにはどうすればいいかという問題と同時に、中途半端ではあるんですが、民営化をやるにしても、いろいろ方策があるんですね。見ていると、湯の里「杉菜」は区民と区民以外の料金差はあるんですが、コニファーいわびつはよくわからないと書いてあるんですが、富士学園と弓ヶ浜クラブは同じ料金ということですね。

だから、結果的に、いわゆる持ち出しをどうするかというノウハウが、区として必ずしも一貫した体制ではないということですよ、趣旨が。それは教育委員会とその他ということかもしれませんが。あるいは、区民以外の方は問い合わせだよなんていうことで、料金が多分違うんだと思うんですけど、どれぐらいの違いを設けるかということと、同一料

金であるかということのバラエティーが既に4施設であるわけですよ。だから、このいろいろな段階的な考え方があって、これは、要するに区民以外の方も泊めることによって若干区の負担を減らしたいという、そういう民営化方式のようにも受け取れるんですよ。

ですから、財政的な面から言えば、これはもう、売却するかどうかは別にして、廃止にすれば、多分一番持ち出しが少なくて、あと、利用に対して、区民に対して、抽せんか何かで補助金か何かを出せば、そのニーズには応えられるという結論になるんですけども、一番わからないのは、その料金の格差問題というのがばらばらだということと、現在、もう一つ、例の避難の方々のために、コニファーいわびつですか、これをお使いになっているということですけど、これは、何ゆえにここがそうなったのかということ、私はちょっと区外の間人なもんですからよくわからないので、そういう意味で有効活用だという見方もできると思うんですが、何ゆえに、じゃあコニファーいわびつがそれになったのかというのは、2点、説明いただけますか。

○区民生活部管理課長 先に料金の関係ですけど、区の方としては、一律に、一般の方2,000円で。

○会長 補助金はそうですね。

○区民生活部管理課長 補助金はそうですね。

○会長 利用料金のことを言っているんです。

○区民生活部管理課長 あと、独自に、事業者の方で、なおかつ杉並区民の方に割引をしているというのが杉菜の実態です。

○会長 いやいや、区民と区民以外で料金が違いますよね。

○委員 杉菜。

○区民生活部管理課長 杉菜は、だから、今言ったように……

○会長 そういうふうには書いていない。2,000円とか3,000円の差ではなくて、料金自身が区民と区民以外で違っているわけですね。

○区民生活部管理課長 区民の場合には、そういう割引を事業者独自で設けているんです。そして、なおかつそれに2,000円と3,000円の割引があるということ。

○会長 そうです。ただ、それはもう、業者の裁量だということですか。

○区民生活部管理課長 そうです。

○会長 その差を設けるかどうかということも。

○区民生活部管理課長 そうです。

○会長 でも、それはちょっと、区の保有施設としての経営としては、どうなんですかね。どうぞ。

○委員 私は、多分最初から、無償貸与という方式は、最初にそれを契約、だれか頼むときに、本当は賃料を取ってもいいわけでしょ。地代をね。でも、そうしなかったということは、最初から、そこにどこか頼んで、その代わりに、区民の施設だから、今みたいな、いわばやってくださいねというのが背景にあって、だから無償という。無償貸与というのは、何か一見よさそうだけど、実はちゃんと事業者の方は、それに伴う収支計算があって初めて受けているわけだからね。そこから出発しているんだよ、きっと。だから、事業者が自分の裁量でやってくれていますよというのは、もとをただせば、無償貸与ということをしたことの、その、まあ、いわば、何ていうんですかな、いわばそのリターンとしてそれが起こっているだけであって、別に、だから事業者が立派だとか、そういうことにならないわけですよ。

それで、僕は、今最初、何で今持っているのかというのが、本当に理由がわからないんだけどね。ちょっと、非常に皮肉な言い方をすると、今、企業にせよ、自治体にせよ、福利厚生施設を持っている。非常に皮肉な現実をちょっと申しますと、この間、東電さんが福利厚生施設を杉並区役所に売るといったのがあったじゃないですか。要するに、将来大きな、まあそういう損害賠償が起こったときに、何らかの資産を持っていて、それを、いわば益出しするためにというのは、企業としてはやることはある。まあ偶然そうなったかもしれないけども、持っていることの今理由を問われれば、将来何かのときに資産を売却して、何らかの緊急時に耐えるためぐらいの理由しか、僕は、ないと思いますよ。

それ以外に、普通に平常時で考えるならば、持っていた方がずっとコストがかかるということは大体わかるじゃないですか、これ見て。持っているからという前提で考えたときというのは、有効利用、有効利用と申されるけど、有効利用というのは、限られた中での有効利用を言っているだけで、本当に何で持っているのかというのはなかなか説明できないと思う。

それで、区民の方に、保養ニーズあるかといったら、どこかに固定したところにいつも行くというよりは、もう一回さらで聞いていただきたいんですね。何カ所かの、例えば契約可能な施設が関東地方の近県に5カ所ぐらいあって、2,500円ぐらいは補助しますよと。それと、今みたいに2カ所ずっと持ち続けて、この2カ所がいいんですかという、そういう比較をもし、聞いてみなさいよ。多分、五つぐらいで選べた方がいいという答えが返って

くると思いますよ。そういうニーズなんです、多分。だからみんな、もう、会社なんかは、持つことをやめちゃったんです、多分。いろんな会社が、昔は持っていましたよ。そういうことじゃないですか、今の現状というのは。

○会長 そうかもしれませんが。いや、まあ、結局これは過渡期の処理だと理解しているんですが、もう一つ私が知りたかったのは、例のコニファーいわびつですか、これは何ゆえに受け入れになったんですか。

○区民生活部管理課長 南相馬市と災害時の協定を結んでいたというのが一つです。

○会長 それはそうですけど、ただ、これがどうしてその対象になったんですか。

○区民生活部管理課長 要するに、被災した方を、そのときはいろんな他の区市町村も受け入れをやっていたと思います、避難者の方。杉並区の方として受け入れする施設、特に宿泊できる施設というのほどこがあるかということになったときに、群馬県にそういうコニファーがあったということでございます。

○会長 いや、これ以外にもあるので。例えば、湯の里「杉菜」はどうしてだめなんですか。

○委員 場所が。

○会長 えっ。場所が違う。

○区民生活部長 ちょっといいですか。

コニファーいわびつに受け入れた理由ですけれども、今ちょっと申し上げましたけれども、南相馬の方に、まず南相馬の市民が南相馬で避難したということだけではなくて、水素爆発以来に、南相馬に多くの人たちが逃げた、避難したという一報が入ったわけですね。そこでは、言ってみれば、そこにもなかなか入れない。搬入の関係もなかなかできない。そういう状況があったので、一刻も早く避難している人たちを、原発、放射能の話から、避難させる必要があるだろうと、そういうことがあって、どの施設にするかというときに、例えば南伊豆のことも検討しましたし、それから、湯の里「杉菜」の話も検討いたしました。

結果として、例えば津波という問題がありましたので、津波を見た人たちが南伊豆ということでどうだろうかと。当然そういう配慮もありまして、海のそばというのは非常に厳しいんじゃないかということがあったということですね。

それで、東吾妻町とは、杉並区は、同じように友好協定、災害時協定を結んでいますので、その東吾妻町と一緒に南相馬を支援しようということになりまして、そこには

杉並区の所有物であるユニファアがあるということと、それから東吾妻の施設、そういったところも開放するということがありましたので、なるべくコミュニティを壊さないということから、第一として東吾妻の方に避難をさせようというのが経過でございます。

○会長 そうすると、結果的に、その避難の方がおられる間は、一般的な利用というのは、当然やめるということになるわけですね。

○区民生活部長 そうですね。

○会長 そうすると、その場合の民営化施設に対する支払いというのはどうなるんですか。これは超法規的なあれですか。

○区民生活部長 今回の措置については、災害援助法の関係とかいろいろありますので、それに基づいて杉並区も求償をしようということで動いています。第1段階では区の方で支出しなければなりません、宿泊施設ですと、上限5,000円だったと思うんですが、体育館ですと1,300円とかというのがありましたので、そういったものに基づいて求償はしていきましようということになっています。

○会長 そうすると、当面その業者に行く金は、同額というわけではないな、材料費とかいろいろあるから。まあ、事実上の負担が、持ち出しがないような格好で補てんしていくということですか、求償するまでの間は。

○区民生活部管理課長 そのとおりです。

○会長 ああ。

どうぞ。

○委員 それから、移動教室のことで最後にちょっと聞きたいんですけど、今、移動教室は、富士学園と弓ヶ浜、二つ使っていますよね。それにかかる経費は幾らで、もしそれを全く杉並区のものを使わないで、ある程度外部でやった場合の費用は。とりあえず、その二つを教えてほしいんですけどね。

○学務課長 はい。まず費用の方でございますけども、使用料としてお支払いしている金額ですが、富士学園の方が約4,400万、弓ヶ浜も同じく4,400万、合わせて約9,000万弱の金額を支払いさせていただいていると。

仮に、その施設じゃない施設を使ってやる場合ですが、これは試算なので非常に雑駁な数字になりますけども、今の5年生、6年生、大体1学年3,000人ぐらいおります。2学年で約6,000人です。この方たちで計算しますと、1億を超えるかなと。

○委員 じゃあ、1,000万ぐらいしか変わらないということですね。1,000万か2,000万か。

そんなものなんですか。

○学務課長 数字上、机上の計算ではそのようになります。

○委員 それは、そういう使える施設があるということ。民間の。

○学務課長 私どもも、この前の災害時のときに、3.11のときに、仮にそういう施設が使えないかもしれないと。うちの施設がですね。弓ヶ浜を使えないかもしれないということで、探した経緯はございます。その中で、同等とまではいかないですけども、そういった、1回大体、多くて100人ぐらいが移動教室へ行きますので、そういうのを受け入れていただく施設は幾つかあったというところはございます。

○会長 よろしいですか。

そうすると、コニファーいわびつは、今のところそういう緊急時対応としての効用は持っていたから発揮できたかどうか、それはよくわかりませんが、ちょっと別の目的に今使われているということなんですが。これはいずれにしても、長期的に考えれば、売却できるかどうか、私はよくわかりませんが、廃止してもいいような気がしますがね、施設としては。

コニファーいわびつというのも、これが、ただよくわからないのは、友好自治体協定の締結にはどういうことが書いてあるんですか。区が施設を保有して友好に努めるということになっていけば、これはまた協定違反になりますので、そこはなかなか慎重に、この件については私は慎重にやるべきだと思うんですが、ほかは、施設自身は別に廃止しても、まあ利用の目的がふさわしければいいとは思いますが、富士学園、弓ヶ浜クラブというのも微妙な問題はあるかもしれませんが、廃止を含めた検討ぐらいはしてもいいのではないかと思いましたが、その友好自治体協定の内容で、この施設を置くということがうたわれているんですか。そこはちょっと確認させてください。

○区民生活部管理課長 友好自治体協定の中で、施設を置くということで規定しているわけではございません。

○会長 これはどういうことが書いてあるんですか、文言的に。

○区民生活部管理課長 交流をすることによって、両自治体の繁栄を図る、と。そのために、さまざまな分野で交流を深めていこうということが大体の内容でございます。

○会長 里親、何とか留学制度とか、山村留学とか、そういうのがあるわけではないわけですね。小学生とか中学生が留学するとか。

○区民生活部管理課長 これまで、大きなのは、農村体験のような、小学生が親と行って

米づくりをやるとか、あるいは、スポーツ団体で、バレーボールの交流試合をやるとか、あと、自治体間交流の中にも入ると思うんですが、高円寺の阿波踊りに、東吾妻が連をつくって参加したり、あるいは、こちらの方からまた向こうの祭りに参加したりと、そういうような、かなりいろんな方面での交流は続けてきております。

○会長 そうですか。大きな方向的には、私は、このコニファーいわびつはちょっと判断しかねるんですけど、廃止を含めた検討でいいと思うんですけど、ただ、いずれにしても、先ほど料金の問題は裁量だとおっしゃったんですが、やっぱり区の保有施設で、区民以外の利用の方が既に多くなっている状況で、差が全くなくていいというふうには、この現行体制を維持した場合においても、これは不可解なんですね。結果的にそれは、内部補助的なことになるので、区民の方にとっては、ちょっとどうなのかなという。

結局、区の持ち出しとしては同じだという理屈はわからないわけじゃないですが、結果的にこれはトータルとしての歳入、歳出が施設の方でバランスするようにするというので決まってくる話ですから、それでどンドンどンドン区民以外の方の利用の方が多くなっているわけですから、これは少なくとも、結果的に採算をとろうとすれば逆で、区民の方のニーズはあるけれどもそんなに大して人が来なければ、区民以外の方の利用の勧誘に努めるほかないということになりますから、それで料金が差がないということは、区の所有主としてのやっぱりそれは、何らかの発言があっても。まあ、細かい話としては、そういう問題も、検討の余地は、私は大いにあるとは思いますがね。たとえこれをしばらく存続されるにしてもですね。

いずれにしても、売却はすぐにはできないにしても、廃止を含めた検討は、当然4施設についてされるべきだというふうに会長としてはと思いますが、他の方はどんなものですかね。

○委員 私も同じなんだけど、先ほど細かいことでお伺いしたのは、例えば委託費とか、あるいは職員が何人か働いているというのは、全体の事業費の中にそれが入ってくると、先ほどの区外の方々のための受付をしたり、あるいはコストというのは、こういう中に結果的に入っているわけじゃないですか。これは要するに委託費と、あと職員の人件費等々の3分の2は他区のためにやっていますよというのは、そういうことに結果なるわけで、それはなかなか説明しにくいでしょう。

それを、今の事業所単位で見て、何とか採算を上げるためにやっていますよでは、非常に表面的なことであって、一番根っこに来ているのは、この費用は結局は他区のためにや

っているということですよ、ざっくりした私の理解は。それは説明できないんじゃないですか。

○区民生活部管理課長 結果的に、例えばその職員の事業をやる場合の仕事というのは、修繕だとか、それから何かあった場合の現地との調整とか、あるいは P R とかやっていますので、それによって事業者の事業が円滑に進んで、それが結果的に他区の利用者に影響を与えるという意味では、確かにそういうふうには言えると思います。

○委員 例えば金額でも大体出るわけだから、結構、区民の方に説明したら、大きい額を使っていますねという印象があるんじゃないですかね。

○会長 うん。まあ、どうぞ。

○委員 最後に一言だけよろしいですか。今のご意見に通じるんですけども、ここを議論するときには、区民の皆さんの保養目的、それだけに絞った状況で現状をもう一回見直して、そこから議論をスタートさせるべきだろうと。区民以外の方がどうこうとか、利用されているから稼働率がいいからとか、避難所として活用できたとか、本来の意味からすれば目的外使用ですね、その辺のところを外して、利用目的を保養に絞った形での議論が必要だと思います。以上です。

○会長 これが難しいんですね。区民だけのニーズに対応しようと思えば、もう今はキャパシティを超えているということですから、逆に、ただ、規模のメリットでその値段が抑えられているのかもしれないし。そこら辺は、だから収支構造を見ないと、なかなか判断できないんですが。いずれにしても、現状のこの民営化施設が、区民のニーズ、現実のニーズ以上のお客を相手にしているということは確かですよ。それがいいかどうかということも、少し考える余地はあるかと思います。

どうぞ、最後に。

○委員 いいですか。現実の経営としては、区民以外の人もお客にしないと、絶対成立しないんです、これね。それはもうしょうがないというか、もう区民以外の人、まあ確かにコストがかかっているかもしれないけど、それを維持するためには経営的にしょうがないですよ、それは絶対。

それから、もう一つ。弓ヶ浜については、これはものすごい古いよね。これから修繕費がかかって、膨大に出てくると思うんだね。あの古い施設を修繕したりするのはね。だから、弓ヶ浜の移動教室は、たった1,000万か2,000万でしょう、1年にかかる差額は。それと大規模修繕とかを考えたら、これ、弓ヶ浜は廃止を決定してもいいかな、いや、廃止の

方向で行っていいぐらいだと私は思うんですけどね、とりあえず。

○会長 いや、ですから、その採算のことを考えれば、要するに他のお客を相手にしなきゃいけないわけですから、廃止しかないわけですよ。ですから、そのニーズだけに対応して採算はとれるということはある得なければ、なおさら、その補助金だけにして、要するにこの施設は保有主体から外れるというほかないわけなんですよ。

それはそうなんですけども、すぐに売却できるかどうかわからんということだから、少なくともこの機能としては廃止して、廃止を含めた見直しをしていただくということに、当面はなるのではないかということなんですけど、よろしいですか。

○委員 それは湯の里「杉菜」も含めて。

○会長 当然そうです。

ということですが、よろしいですか。原案はそうなんですけど。

○委員 湯の里「杉菜」は、非常に、多分年間大体1,600万ぐらいの利益を出して、800万ぐらい区の方へ。

○会長 その利益というのがどういうものがわからないので。私は、そんなに利益は出していないと思うんですけど。ですから、廃止を含めて検討していただくという。

○委員 まあ、それは。

○会長 ええ。

○○委員、何かご不満があるようでしたら、補足意見として付記します。

○委員 いいえ。機能としての廃止ということでは、私は捉えていなくて。ですから、区が必ずしも施設を保有する必要はないんじゃないかという意味での、それが廃止ということになるのかどうかわかりませんが、その所有形態については検討の余地があるかなという。

○会長 所有形態ということは。

○委員 区の持ち物として維持するかどうか。

○会長 区の施設として持っていていいということですか。

○委員 いえ。だから、区が持っている必要はないんじゃないかということです。

○会長 そうですね。そういうことですね。

○委員 はい。だけれども、その機能自体は、やはりある程度維持する必要があると思いますので。

○会長 それは別のいろいろな方策でもできるんじゃないでしょうか。

○委員 だから、その施設を活用して、別にその機能を提供するという意味では、それはそれでいいと思うんですが、ただ、その所有を区が所有しなきゃいけないかどうかどうところは、考える必要があるなという。

○会長 ただ、結果的にその機能を維持しようとする、相当の持ち出しがもう明らかに見込まれますので、そこまでして持つ必要がないので、区は持たない。区が持たないということは、結論は同じじゃないんでしょうか。

○委員 さっきの足立区方式みたいにやればね。安ければ買うかもしれないね、向こうだって。

○会長 ああ、その売却ということですか。

○委員 ええ。さっき、足立区は売ったわけですね。それで割引して。

○会長 でも、それは区の施設じゃないわけですから、やっぱりこの民営化宿泊施設としては廃止になるんじゃないでしょうか、表面的には。

○委員 それはそうです。

○会長 ええ。と思いますが。看板が完全に変わるわけですから。そういう意味ではやっぱり廃止だと、私は理解していますが。それでよろしいですか。いや、どうしてもということであれば、意見としては。

○委員 いいんだと思いますが、この評価シートの評価項目が「民営化宿泊施設」というふうになっていますが、事務事業名は「保養のための宿泊機会の提供」なんですね。

○会長 ああ、「保養のための宿泊機会の提供」。それは否定しているわけじゃない。

○委員 それを廃止ということではないということを確認させてください。

○会長 そうです。当然そうです。はい。

ですから、それはクーポンを配るとか、一定の額の補助金を出すとか。

○委員 そうですね。いろんな方法があるはずなので。

○会長 ええ。という方法は、当然、我々としては判断を、多分これはできない話だと思います。

そういうことでよろしいですか。

（ 了承 ）

○会長 以上であります。細かい点は、私は気になった点は幾つかありますので、そこら辺はまたとどめておいていただきたいと思います。

はい。それでは少し時間が超過いたしました。民営化宿泊施設につきましては、廃止

を含む抜本的な見直しということで、内容については、料金の格差問題等を含めて、さらに精査をしていただくということだと思います。

どうもお疲れさまでした。

○行政改革担当副参事 それでは、説明員の交代も含めまして、3時10分まで休憩といたします。

（ 休憩 ）

（ 再開 ）

○会長 それでは、少し時間が5分ぐらいちょっと遅れておりますが、この2日間にわたる評価の最後になりますが、「保育施設の利用者負担」ということで、これは実は、今回の7つの評価対象の中で、私、個人的には、一番重くて、重要性もある評価対象ではないかと思っております。

それでは、最初に、保健福祉部保育課の方から、説明をよろしくお願いたします。

○子ども家庭担当部長 はい。子ども家庭担当部長の森と申します。最後の評価項目となりますが、どうぞよろしくお願いたします。

そして、説明員の紹介をさせていただきます。保育課長の渡辺でございます。

○保育課長 よろしくお願いたします。

○子ども家庭担当部長 それでは、早速、説明の方から入らせていただきます。

○保育課長 はい。それでは、保育施設の利用者負担について、ご説明をいたします。

まず、51ページの評価対象概要シートをご覧ください。

本項目をご評価いただくに当たりましては、保育料に関連する5事業について、事務事業評価表を添付してございます。今回評価をいただく内容につきましては、表の真ん中少し下の「改善・見直しの方向」のところに記載をしてございますけれども、大きく2点でございます。まず、高所得者層を中心とした認可保育園の保育料階層区分等の見直し、もう一点は、保育施設間の利用者負担の公平性の確保という、大きく2点でございます。

まず、事務事業評価表について、若干補足という意味でご説明をさせていただきます。

52ページの保育園運営事業でございます。こちらをご参照ください。

こちらの事業は、区立の認可保育園運営に関する事業でございます。区立保育園の運営形態でございますけれども、現在44園のうち、40園が区直営、残りの4園が指定管理者による管理でございます。

指定管理園につきましては、保育士の採用、給食の提供など、日常的な保育園運営の全

般につきまして、指定管理者にお願いをしているところでございます。

次に、成果指標の入所実施率という、この言葉の意味合いがちょっとわかりにくいかと存じますけれども、こちらにつきましては、認可保育園の年間を通じたお申し込みの総数と、実際に入所をされた数の総数の割合、比率ということでございます。この中には、認証保育所等に入所された数は入ってございません。

次に、これも同じく、待機児童数という定義でございますけれども、こちらは、国の統一的な定義に従ってございまして、認可保育所以外の認証保育所、区保育室などに入所されている方につきましては、待機児童扱いとはならないという、これは国の統一的な基準でございます。

続きまして、54ページ、民営保育園等に対する保育委託でございます。

こちらは、区内の私立保育園と、杉並区以外の区立あるいは杉並区以外の私立保育園に区民が入所された場合に関する事業でございます。

この右側のページの上の方の区加算運営費、実際にどういうものかということでございますけれども、こちら、施設運営に関する国や都の基準のほかに区が上乘せをして支給をしている経費ということでございまして、具体的には職員の加配、あるいは延長保育、障害児保育などの経費ということでございます。

次に、56ページ、認証保育所運営の事業でございます。

こちらは、杉並区では現在18カ所の認証保育所がございます。認証保育所は都の制度でございますけれども、都の補助金は、現在、都区財政調整制度の方に算入されておまして、直接の区への補助金というのはいりません。

なお、下の方の総事業費のコスト把握の表のところ、都補助金の21年度の実績のところ、300万円という記載がございますけれども、こちらは直接的な運営経費ではなくて、保育施設全般を対象とした防犯設備に関する補助ということでございました。

それ以外の内容につきまして、順次パワーポイントのスライドに沿ってご説明をいたしますので、ご参照をよろしくお願いいたします。

まず、杉並区が保育施策を推進する背景でございます。

女性の社会進出や厳しい社会経済状況によりまして、保育需要が増大しております。国におきましては、社会全体で子ども・子育てを支援することを目標に、子ども・子育て新システムの検討に着手しており、現時点では平成25年度から施行される予定でございます。

続きまして、保育の実施につきましては、もうご案内のとおり、法律で区の責務とされ

でございます。杉並区におきましても、待機児童対策を区政の最重要課題として、区民の安全・安心を守るために、待機児童ゼロを目指して施設整備などに取り組んでまいりました。

具体的には、認可保育園の増設や定員増、区独自の保育施設である杉並区保育室の設置などのほか、認証保育所等に通われる保護者の負担軽減を図るため、保育料助成制度の充実・強化などを図ってまいりました。しかしながら、保育園に入りたいという保育需要はさらに増加し、それに伴い、区の財政負担も急増しているところでございます。

続きます。

この表は、赤い折れ線が待機児童数、青の棒グラフが認可保育園の申込者数、黄色の棒グラフが保育定員の数でございます。

認可保育園の申し込みがこの数年急激に増加いたしまして、施設整備を進めるも、待機児童の解消に至っていない状況でございます。特に、昨年、平成22年度は、待機児童数が23区で最も少ない23名となり、一定の成果が上がったところでございますけれども、その後、就学前人口や申込者がさらに増え、今年の待機児童は再び増加してしまいました。頑張れば頑張るほど厳しい状況になってしまう、苦しい状況でございます。

続きます。

この表は、区の取り組みについて、区民の皆様の考え方はどうなのかという一つのデータでございます。

昨年度の行政評価区民アンケートの抜粋ですけれども、まず1と2のところ、待機児童ゼロという目標を掲げることや、その成果につきましては、8割の多くの方から評価をいただいております。また、5の今後の保育事業につきましても、8割以上の方が「維持・拡充すべき」と評価をされておりますけれども、一方、この3のところのそのための経費でございますけれども、これは4割の方が「なんともいえない」というふうにされております、評価に悩まれているという結果でございました。

続きます。

保育関連経費の推移でございますけれども、このグラフの赤色が保育事業に要する経費でございます、年々右肩上がり、21年度は約61億円となっております。なお、このグラフには記載してございませんけれども、この間の区の一般会計予算全体の額は、大体1,300から1,500億円程度を横ばいに推移してございますので、保育予算が、区予算全体に占める比率、割合は、一貫して上昇しております。こういう現状でございます。

こうした状況のもとで、今後も保育をさらに充実させていくためには、財源の確保が重要な課題となってくるところでございます。そのための課題として、まず1番目に現行の利用者負担の水準の妥当性でございます。

続きます。

この表は、区立保育園の歳児別コストと、それに対する保護者の保育料負担の状況でございます。まず0歳児、一番上のところでございますが、こちらは月額33万3,000円余のコストに対しまして、保育料は6.2%の2万円余でございます。年齢が上がるごとにコストは低減いたしますけれども、全体を見ましても、月額20万円余のコストに対して、保育料は10%というのが現状でございます。

なお、ここで言うコストというのは、全体の経費から、若干の都の補助金などを差し引いた、区が負担をしている金額でございます。

なお、区立保育園に対する国や都の補助でございますけれども、区立に対しましては、平成16年の三位一体改革以降はほとんどない現状でございます。

続きます。

こちらの表は、国の保育料に対する一つの考え方でございますけれども、ただいまご説明いたしましたように、区立保育園については補助がありませんけれども、私立保育園に対しましては、国や都の補助が実態として約2割程度でございます。この表は、国が補助金の算出をする際に自治体が徴収すべき、あるいは徴収する保育料の額について、この表のとおり徴収しているということを前提に、残りの経費について、法律で定められた経費割合、負担割合、これは国が2分の1、都4分の1、市区町村4分の1ということでございますが、補助をするための算出の表でございます。

これを見ますと、国は3歳未満児の最高階層の方は、月10万4,000円の保育料を徴収していることを前提としているということでございまして、現行の区の最高額である5万7,500円と比較いたしまして、大きな乖離があるという一つの現状でございます。

続きます。

現在の杉並区の保育料でございますけれども、平成9年3月の改定以降、現在まで15年近く実質的な改定がなく、据え置き状態でございます。ちなみに、保育料は、現在では区の条例により定めているものでございます。

続きます。

この保育料につきましては、年齢や所得等により額が異なってございますけれども、こ

こちらのグラフは、3歳未満児を例にとり、グラフにしたものでございます。こちら23区、他区の比較と一緒に書いてあるグラフでございますけれども、23区の保育料につきましては、前回の平成9年改正までは、ほとんどの区が足並みをそろえて同時改正をしてございましたけれども、現時点では11区程度が独自の設定となっております。

その結果、例えばこのグラフの一番真ん中の縦に点線が入っている部分があるかと思えます。こちらが、現在杉並区あるいは13区ほどで最高階層であるD21階層のラインで、5万7,500円ですが、この右半分につきましては、それを超える所得の層の方の部分でございまして、杉並は当然頭打ちですので横ばいになってございまして、区によってはさらに高い最高額としている区が11区ほどございます。この辺は、グラフの都合により、一部の区だけ記載してございます。

続きます。

次に、このグラフは、現行の保育料、各階層の人数別の分布を示した、階層別の分布を示したものでございます。これを見ますと、一番右側の、こちらの現行の最高階層5万7,500円であるD21階層でございますが、こちらが一番多いという状況でございます。この層につきましては、所得税ベースで計算をするわけですが、仮に年収ベースということで仮に試算した場合ということですが、世帯年収で概ね1,500万円を超える層という試算ができます。所得がさらにこれ以上高くなっても、保育料は頭打ちという状況でございます。

なお、この層のさらに詳しい分布につきましては、お手元の厚い資料の方の66ページ、資料6-2の方に、さらに詳しい人数割合を所得ごとに記載してございますので、ご参照願えればと思います。66ページの下、6-2でございます。これは、D21のさらに細かい分布でございます。こういった状況でございます。

続きまして、もう一つの論点である保育施設間の利用者負担の公平性についてのご説明でございます。

冒頭ご説明したように、この間、区では、急増かつ多様化する保育ニーズに迅速に対応するため、認可保育園のほか、認証保育所、区保育室など、多様な保育施設の整備に努めてまいりました。これらの保育施設は、それぞれ保育料の体系が異なり、同一の所得でも、保育料負担レベルが異なることがありますので、区では保護者補助金の支給により是正を図ってまいりましたが、必ずしも十分ではない部分もあり、さらなる対応が必要と認識してございます。

続きます。

これが現在の認可保育園以外の保護者補助制度の概要でございます。認証保育所、区保育室等に入所されている方を対象に、記載の区分により補助金を支給しております。認可保育園が、所得に応じまして26区分、AからDの21ということで26区分の階層でございますが、こちらは3区分ということでございますので、所得等の額によっては結果的に差異が生じてしまうという現状でございます。

続きます。

こちらは認可保育園の階層に対応させた保育料の比較表でございます。上が3歳未満、下が3歳以上ということで、上の3歳未満で見いただきますと、一番左側のA・B階層です。こちらにつきましては、生活保護受給世帯などで、所得等が最も少ない方になります。順次右側に行くにつれまして、所得に応じて移行していきますけれども、これを見ますと、C3あたりでは、認可の方がまだ安い。逆に、右側に行きましてD21になると、これは逆ということになっております。この下の3歳以上につきましては、もともと認可の保育料が安いので、記載のような状況になっているところでございます。

以上のようなことを踏まえ、今回の二つの課題についての今後の方向性でございますけれども、まず1番目の利用者負担水準の妥当性ということでございますが、こちらにつきましては、今後の待機児童対策、あるいは他区の状況等も踏まえ、高所得者層を中心に見直しを検討すべきと存じます。

また、2番目の保育施設間の利用者負担の公平性につきましては、こちらも早期に対応すべき課題ではございますけれども、国の子ども・子育て新システムが施行されますと、保育施設や公費負担等に関わる抜本的な見直しも想定されますので、その検討状況などをさらに注視しながら検討を進めるべきものと存じます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。見直しの方向性というのはそういうことだと思うんですが、少し、データでなかなか読みこなすのが難しい点があつて、要するに保育所もいろいろなパターンがあるということなんです。高所得者の方からもっと保育料をとったらどうかということもそのとおりだと思うんですが、資料の66ページの保育料階層別の児童分布の、この「児童」と指しているのは、64ページにある2万1,789人との対応関係において、どういうふうな対応関係にあるんでしょうか。それと、保育に欠ける児童の、まあ待機児童数が少ないから、ほぼ保育に欠ける児童の分布と、この階層別の児童分布とい

うのは、ほぼ一致しているとみなしていいのかどうか。この2点について、まず教えていただきたいんですが。

○保育課長 この資料6-1のDの階層別の分布でございますけれども。まずは1点目ですね。

○会長 はい。

○保育課長 こちらは、あくまで認可保育園だけの分布です。

○会長 そうすると、これで議論しても、あまり実は、しょうがないとは言いませんが、かなり限定的ですよ。

○保育課長 対象者全体ではないと。

○会長 ないですよ。そうすると、結局、認可ということは、半分ぐらいですか。半分も行かないのか。

○保育課長 0～5歳ですと、大体、区立で18.6%、私立が6%ですから、4分の1ぐらいですか。

○会長 ええ。ですよ。ですから、重要なことは、要するに保育に欠ける児童に対して、公平な受け入れ態勢を、ニーズに対して対応するというのがまず第一原則ですよ。それがクリアした段階において、次に所得階層に応じた応益の負担をしていただくというのが大原則ですから、これ、事務局を通じても頼んでおいたんですが、そういうデータがないと、まあ方向性はいいでしょうねというぐらいのもので、実はそれぞれの階層別に、保育の受け入れ態勢がどうなっているのかということと、もう一つ、実は確かに所得階層によって、施設によって所得階層の区分が違うから不公平だというのはそうなんですけども、でもやはり、その保育施設の対応によってサービスの水準も違うわけですから、当然違っていいという論理も成り立つわけですから、その議論もやはりしなきゃいけないので、結論から言うと、これだけのデータでは判断できませんねというのが、僕の意見なんですね。

それをさておいて、待機児童というのが非常に少なくなっていますが、それは少なくとも上がってなかったか。これの評価シートの読み方なんですが、これもなかなかわからないんですが、認可保育所、これどういうことなんですか。認可保育所でまず申し込んで、だめだったら、また次の方に行くということなんですか。

というのは、この52ページ目の評価表を読みますと、入所実施率、申込者数分の新規入所児童数というのは、待機児童数は物すごく少なくなっていることはそうなんですけど、しかし、この入所実施率は、目標に比べて非常に低い水準ですよ。これがちょっとよく理

解できなかったんですよ。その説明もあわせてお願いできますか、まず。それから、ちょっと他のそれぞれ委員の方のご意見をちょうだいしたいと思いますますが。

お願いします。

○保育課長 ご指摘のとおり、保育施設には、まず一番基幹的な施設として認可保育所がございます。だから、通常の保育が必要な方はまず認可保育園へは必ず大体申し込むと。ただ、そのほかに認証保育所、こちらについては都の認証基準を満たした施設ですが、こちらにも、例えば駅に近いところであるとか、長時間保育をやるとか、いろいろさまざまなメリットもありまして、いろいろ多様なチョイスをされていると。

ただ、現状でございますが、やはり認可保育所の申し込みが、例えばこの4月で2,377名ほどいただく中で、実際の入所枠が1,100名ちょっとということで、かなりの方がご希望には沿えないと。そういった方々に認証保育所あるいは区保育室等々で入所いただいていると、まずはそういう、現状でございます。認可保育園だけでは全体の保育所は充足できないという状況でございます。

○会長 ということですね。

○委員 それで、さっき会長が言われた、いわゆる待機児童の、さっきちょっと、もう一回定義、何か少ないのかって、私も今、僕が誤解していたかもしれない。僕は、認可保育園に入れない人というふうに理解していたらそうじゃなくて、認証だろうが、あるいは、いわゆる認可外など、どこか入っていれば、待機児童から外れるから小さい数字になっちゃうということですか。

○保育課長 待機児童の定義についてはご指摘のとおりでございます。

○会長 それも入ります。それもあつし、一番の大きな問題は、このデータに隠れたこととして、結果的に認可保育所の最高所得者層の負担金は、認可保育所がでも一番高いんですよ。だから、認可保育所のこの66ページのデータで、D21という階層が多くなるのは当然であつて、むしろこの議論をするのであれば、それぞれのタイプ別の、これの所得分布別のデータが必要なんですよね。そうでないと、どれぐらいの所得に応じた値段を設定すればいいかという議論は、やっぱりできないんですよ。という結論なんですけども。政策分析的に言えばね。

どうぞ、○○委員。

○委員 そうですね。

○会長 まあ、そうおっしゃらずに。

- 委員 そのとおりだなと思いますけど。何とっていいか。
- 委員 いやあ、ちょっと僕は疑問が。
- 会長 どうぞ。
- 委員 疑問というか。
- 会長 いろいろ疑問が出てくる。このデータの読み方も難しいんですよ。
- 委員 いや、まだ核心に行く前に疑問の方がすごく。
- 会長 どうぞ。
- 委員 もう一回お伺いすると、よくどこでも、全国で、待機児童というのはすごくマスコミ的に大きく言われる。待機児童を減らす、減らすということが、いろんな議会でもすぐ話題になるじゃないですか。そのときには、東京都とあるいは杉並区で、認証保育園だろうが、あるいは、何でしたっけ、あともう一つは。
- 保育課長 保育室。
- 委員 あ、保育室は、要するに認可外、じゃないのか。
- 保育課長 認可外です。
- 委員 認可外になるわけですね。認証もそうだし、保育室も認可外。あるいは、保育ママは。これも認可外だけど、これも、待機児童から外れちゃうんですか。
- 会長 外れます。
- 委員 ああ、そういうことですか。それだったら、今、日本中でいろいろ議論されている待機児童ゼロというのは、別に、いわゆる区立保育園というか、あるいは私立保育園を拡充するというふうには直結しないじゃないですか。相当大きな誤解の中でこれを議論しているんじゃないですかね、日本中で。待機児童ゼロ作戦とか、みんな言うじゃないですか、どこでも。そうすると、すぐに市立保育園とかいう、要するに、公設公営の保育園という話になるじゃないですか、議会の中では。そうじゃなくてもいいわけじゃないですか。実は大変な誤解の中で議論をしているということになるんですね、日本中で。
- 会長 誤解ではない。
- 委員 いや、それは大きなことです。
- 委員 私は誤解してなかったな。
- 委員 あ、そうなの。
- 子ども家庭担当部長 待機児童の定義については、国の考え方に沿って、先ほど課長がご説明したとおりでございまして、当然、大都市地域、地価の高い大都市地域において、

あるいは、保育需要も非常に多様化している中で、実際にやはり預け入れ先をどう、特に 0～2歳児を中心にしてどう確保するかというのが喫緊の課題になっております。

そういう中で、認可保育所だけですべての需要に迅速に対応するというのは、なかなか困難でして、実際の保育需要の中身を見ても、0～2歳児中心に、やはり一定枠を機敏に確保する必要があるということで、園庭等一部については認可保育所の基準とは合わない部分もございますが、それ以外の保育の質は一定程度確保した区保育室などの認可外保育施設をあわせて整備して、保育ニーズ総体に適切に対応して保育行政を進めているという現状でございます。

○委員 いや、ですから待機児童ゼロというふうにやって、いろんな施策をやると、実はそれで潜在的なニーズがもう一回そこから惹起されるから、実は待機児童ゼロといったってゼロにならないというのが、大体考えられることですね。どこでもね。

そのときに、じゃあ、認証であろうが、保育室であろうが、どこでもいいからカバーするよということになったら、あまり、いわゆる革新的なところの公立保育園、公設公営の保育園をどうするという議論をしてもしょうがないということになるんじゃないですかね。そういうことになるんですかね。

○子ども家庭担当部長 ただ、保育サービスの基幹的な施設はやはり認可保育所でございます。杉並区の保育サービスの提供の要になるのも認可保育所ということで、ここ近年でも、認可保育所の分園等も整備しつつ、総体として待機児解消に向けて、さまざまな方法を駆使して対応しているところでございます。

○委員 もう一つ、ついでにね。今度は料金の問題に行きますと、私の知っている知識で言うなれば、もう少し、要するに公設公営の保育園、いわゆる認可保育園の場合には、通常、全国どこもそうですが、お母さんが、要するにフルタイムの人を優先するとか、いろんな実際に選ぶときの物差しがあって、大体新聞にも書かれちゃって、最近知っていますよね。

要するに、フルタイムの人を優先するとかいうことになると、結果的には、先ほどお話が出たように、夫婦共稼ぎで常勤タイプの人の方が当然来るわけですよ。だから、当然所得層が高くなるんですよ、きっと。公設公営の、要するに認可保育園の方がね。とりわけて市立ですね。区立、ここで言えば公設公営の方に一番そういうお金持ちが来るということで、逆転した状況になるじゃないですか。入り口でそういう基準があるから。

○会長 それはそうではないという、多分、話になるんでしょうけど。公式的には。

○保育課長 よろしいですか。保育園の入園に当たりましては、これは区立保育園も私立保育園も同じなんですけれども、指数ということで、保育の必要な度合いをまず測定する物差しを使っています。これは、ご指摘のように、勤務時間、勤務日数が、まずはベースになります。そのほかに、さまざまな状況を加味して、順番をつけて入っていただくんですけれども。ということは、今当然勤務時間が長ければ所得も高いだろうと、そういうご指摘もありましたけれども、一概にそうも言えない部分も実態としてはありまして、例えば自営業の方であるとか自由業の方、さまざまな方がございますので、一定の相関性が当然あるかもしれませんが、必ずしもイコールということではないという現状はございます。

○委員 あとは、各論、一つだけ最後に。料金の問題で一つだけ伺いたいんですが、所得階層別の分布というのは、これは厚生省の基準があるじゃないですか。厚生省の基準に対して、自治体がそれに対して、結果的に減免のような格好になっておりますが、そこを変えるということは、なかなか説明がしにくいと僕は思っておるんですね。ですから、ちょっとさっきのまま、高所得層が乖離しているから減らしましょうというのは、グラフで言えるけど、他方、低所得層の方でも、厚生省の基準からすると、ちょっとゆがんでいるところがありますよね。

ですから、もし保育料のことを問題にするならば、高所得層じゃなくて低所得層も、一応のナショナルミニマムの的に、もし厚生省が定めたのが全国物差しだとするならば、そのグラフからの乖離幅を自治体が設けるということには相当な理由がないと、説明がつかないわけですよ。

要するに、どこに行っても、所得を同じような扱いにしましょうというのは、ある意味では厚生省の物の考え方なんで、それに対して、いや自治体は違うよというのを言うのは、なかなか難しいわけですよ。自分のところはお金持ちを優遇するか、あるいはもっと負担させるかにしても、厚生省と違う考え方をするわけですから。同じようなことは低所得層にも言えるんで、高所得だけ直すとかいう問題提起をされたのは、いささか理解がしがたいわけですよ。下の方だって、同じようにゆがんでいますもの。

それだけです。あとは、各論は後ほど申します。

○会長 パワーポイントの5ページ目の上のところですね。それも大きな論点です。

どうぞ。

○委員 すみません。高所得者層にさらなる利用負担を求めるということについては、一般論としては、それはそれでいいんでしょうという話になるんですけれども、つまり応能

負担を求めていくという意味ではいいと思うんですけども、でもその場合も、どこまでのさらなる利用負担を求めれば何がどう変わるのかという、何かそのシナリオが全然見えないので、それでいいかどうかの判断すらできないというのが現状なんですけれども。私どもに求められているのは、応能負担を求める、それはそれでいいでしょうと言えないので。ですから具体的にどの所得階層について、どの程度まで利用料を上げると、どういうふうに現状と違いが出てくるのか、そこのところをご説明いただけますか。

○会長 特に、67ページにある、文京区が何でこういうふうにスライドさせているのかということの補足説明も、あわせてお願いします。

どうぞ。

○保育課長 はい。お手元の厚い資料の67ページの資料7ですか。あと、パワーポイントの方の11ページですね。こちらのグラフでございますけれども、ご指摘のように、現在、杉並は最高が5万7,500円ですけども、文京区が一番右側の最高が7万7,500円という設定でございます。仮にですけども、杉並区が最高額をこれと同レベルに設定したということになりますと、ざっと試算して、大体、保育料の年間の増収額が3,000万程度になるかと思えます。ちなみに、保育料全体が年13億に対して、それが3,000万程度増収になると、そういった大まかな試算でございます。

○会長 ということなのですが。

○委員 大体、文京区程度を考えていらっしゃるということですか。

○会長 文京区がまず何ゆえにこういう方式をされたのかという説明があった方がよかったと思えますけどね。

○保育課長 はい。これは、前回の平成9年の改定までは、区長会の申し合わせ等で足並みがそろっていたんですけども、それ以降は、もう各区の判断で順次対応しているということで、こういう結果になっていると思えます。

それぞれ考え方がありまして、文京なんかは上をかなりぐっと上げていますけれども、ほかに、例えば中央区、一番下の三角のところですが、これは上の方はかなり低く下げて、全体的に下げていると。こういった区もあれば、これはちょっと一番極端な例で、23区ではないんですが、千葉市ですね。こちらはもう、左側の方を逆にぐっと上げて、全体的に上げています。

また、ここに記載がないんですけども、例えば渋谷区は、左側の層は極端に下げて、右側を極端に上げています。ちょっとグラフに入り切らなかったんで入っていないんです

が。そういったことで、区によって考え方が大分異なってきたという状況でございます。

○会長 どうぞ。

○委員 であれば、平成9年から据え置きということで、これまで杉並区としてどういう議論がなされていて、何で据え置かれているのか。見直したいのに、何かがネックになって見直しができないのか。そのあたりの状況も全くご説明いただいていないと思うんですね。そのあたりはいかがですか。

○保育課長 はい。ご指摘のとおり、この間、結果的に据え置きということなんですが、この間やはり社会経済状況、ご案内のとおり、特段大きな伸び等もなく、どちらかというところと低迷していたと、そういった一貫した流れだったかと思えます。そういう中でその都度の政策判断、そういう状況の中でこういう対応だったわけですけれども、今回、逆に問題意識を持つに至ったのは、近年この二、三年の急激な保育需要の増加と、それに伴いまして、待機児童が急増して、区としてセーフティーネットの強化を迫られたということで、施設整備をさらに進めていくと。これからもやはりこの傾向は当分は続くだろうと。長期的にはともかくとして。そういった状況が今回見込まれて、対応してまいりました。

そういったことで、今まではもちろんその都度の政策判断で対応してまいりましたけれども、今回については、そういった状況も踏まえ、問題意識をさらに持っているというところでございます。

○委員 ということは、例えば公平性とかそういう観点ではなくて、施設整備をするために検討が始まったということですか。

○保育課長 今回2点、1点目は、まず端的に、前段ご指摘いただいたような、今後の、端的に言って財源を確保していくと。保育サービスをより拡充するためにと。もう一点は、今回の2番目の議論の中で、保育施設を利用する皆様の公平性をより確保していくと。その2点。あくまでも2点でございます。

○委員 公平性の方が先に来るべきなのではないですか。先ほどの低所得者も含めた全体の見直しとも絡むと思うんですけれども、施設整備が求められているのかどうかわからない状況の中で、施設整備が最初の改善・見直しの方向の大きな要因になっている。その辺が私の感覚では公平性の方が上に来ているんですけど、その点はいかがですか。

○子ども家庭担当部長 ご指摘のとおり、認可保育所を初め、それ以外の施設間の利用者負担の公平性という観点がやはり一番重要かと思えます。それに加えて、今、保育課長が

ご説明申し上げたとおり、待機児対策ということで、ここ数年、特に保育施設整備に関わる経費の増加ということもございますし、今後、安定的に保育サービスを提供する意味からも、負担の公平性とあわせて、やはりどう財源を適切に確保して保育需要に対応していくかと。そういう複合的な視点で、今回改めて課題としたところでございます。

○会長 もう一つ別の観点から言うと、心配していますのは、若いときは杉並に住んでいる、もうちょっとしたら移るとかという人がどんどん出てくると、結果的にうまいところだけとられる。これは去年も申し上げたことなんですけど、それが一番リスクなんですよね。ですから、若い人が住みやすいまちづくりをするというのは当然そうなんですけど、中堅どころが抜けないようにしなきゃいけない。そうすると、結局若い人と老人だけのまちになってしまうと一番危険なので、そこが読めないんですよ。

ですから、そうなる、ここの所管を超えた話なので言いにくかったんですが、そこら辺はどんなもんなんですかね、把握されている状況で。去年もちょっとそれに感じた、同じような話をさせていただいたんですが。

○子ども家庭担当部長 昨年も、私どもの所管しております子育て応援券事業に関して、会長の方から同様のご指摘をいただいたところです。

今、若い子育て家庭は、やはりサービスがいいところ、あるいは保育所に入りやすいところという、ピンポイントでライフステージごとにも移動、引っ越すというふうな傾向は、特に大都市部では多くなっていると。いわゆるヤドカリ家族というふうなことで新聞等でも出ていますけれども、そういう傾向は杉並区でもあるのかなと思っています。特に、昨年は、23区で認可外の保育施設整備を含めて待機児対策に取り組んだ結果、一定の成果が出て、それがアナウンス効果として広がり、子育て世代の人口流入、予想を上回る認可保育所への申し込みが増えてきたというふうなところはあるのかなと思っています。

ただ、やはり保育サービスの実施主体、責任は区にございますので、目の前のその需要にはしっかり対応していかないとかならないという問題と、やはりこれを、経費増をすべて利用者にご負担いただくというのは、応能負担という福祉的な側面からいっても難しい点がございます。

そういった意味では、保育所の整備だけでは、やはり子育て需要には対応し切れない部分がございますので、子育てへの投資が社会全体、未来の投資だという国民的なコンセンサスを作りながら、国、都道府県を含めた総合的な対応が必要かと考えているところでございます。

○会長 まあ、模範的な回答ですけど。

どうぞ。

○委員 公平というときに、例えばその今、負担率、つまり事業費というか、費用にかかっていない負担率10%というのが平均で、これ、全国で見たら物すごい低いですよ。要するに、全国で多分、僕、ちょっと古いデータで覚えていないけど、全国で、それなりにいろいろな軽減したり、全国平均、多分3割とか、そのくらいになるんじゃないですかね、受益者負担率。ですから、東京というのはすごく充実しているんですよ、保育園がそもそもね。

その保育園が充実していることの理由は二つあって、一つは、サービス面で非常に充実しているというのは、例えばいろんな加配なんかをやるから、保育士さんが多いですよ、やっぱり全国平均よりは。当然、厚生省基準よりは多いし、全国平均よりも高いですね。加えて、今度収入の方は、もともとの厚生省のDまで並んでいるところよりもまた下げているから、両面ですごくその負担率を低くしているというのが結論ですよ。

ですから、公平と言う場合に、非常にコップの中の狭いところで公平と言う前に、果たしてそれが本当に全国に対してちゃんと説明ができるのかどうかという、そういう公平さの一つ考えてもらった方がいいというような気がしているんですよ。

ですから、先ほどの子育て世代が来て、それでヤドカリという言葉は初めて聞きましたけど、そういうのがいっぱいいるのは去年も話題になったけども、それは近県からだって来るわけですよ、現実には。東京はいいから、神奈川やら埼玉よりはと、そういう若い夫婦がいるということは、そういう現象が起こっているわけですよ。この近所だけじゃなくてね。そういうことまでもたらしめているわけで、そこまでを本当に考えた公平性ということで、ちゃんとその説明ができるかどうかというのは、ぜひ考えてもらいたいという気がする。

それから、とりあえず問題を整理しているときに、その収入の方については、僕は、一応近県に対して、あるいは全国に対して、あんまり厚生省のそのスライドしたところをいじくと、その収入の面というのはなかなか説明しにくいですよ。私の区は低所得者を優遇していますよ、あるいはお金持ちを優遇していますよというのは、何ともそれは、所得分配をどうするかというのは、一番説明しやすいのは、それは厚生労働省の基本政策でして、全国同じですよという方がはるかに説明しやすいわけでした。サービスの方は、まあまあこれもいわば表裏一体だから何とも言えないんだけど、一応説明しやすいのは、自

分のところは厚生省の考え方に沿って収入はとっていますが、サービスの方はいろいろやっています、例えば0歳児保育たくさんやっています、延長保育やっていますというふうにした方が、多分説明しやすいですよ。

ですから、今所得分配の問題で、高所得者をどうという前に、僕は、厚生労働省の物差しをベースにしたときにどうなのかと。今がどうだという、他の区に比べてという前に、その厚生省の基準というのは、多分一番近いのは千葉市ですよ。多分千葉市が一番、全体を下げていますが、同じように下げているからこの格好をしているんですよ。これが普通なんです、全国的に言えば。ここに持っていくことがまず全国レベルの物差しであって、サービスの方は、これは延長だとか、そちらを充実させるというのは多分一番ニーズが高いから、それをやる。こういう考え方が大きな全体の政策的な物の考え方じゃないでしょうか。

ですから、僕はさっき最初にちょっと申したのは、上の層だけ云々というのは、それは非常に狭いコップの中の話ですよ。全国に対してもし説明するならば、低所得も含めて、ちゃんと説明できるスライドにすべきだという感じがしますね。

○会長 今について、何かご回答ありますか。

○保育課長 ご指摘のこの国基準なんですけれども、これは当然、昭和60年以前の機関委任事務の頃には、一つの指標、上限値として作用していたわけなんですけれども、現在では、言ってみれば補助金の政策基準にすぎないということで、結果的に各区の対応もあのグラフのように分かれているという状況にもございます。

また、そもそもこの沿革、その統一時代の、これは昭和51年ぐらいまでにちょっとさかのぼるんですけれども、特別区で共通でやっていた頃は、この国基準を特別区の方に来るのにどう採用するかという議論をやっておりまして、そのとき、当然そのまま横引きというのではなくて、やはり公費負担をすべきものと。逆に言えば利用者負担になじまないような施設整備費であるとか、そういった部分については、国基準の中に入れていても、特別区では公費負担をしていくと。そういったその当時の考え方があって、一定割合に落として、その流れがずっと連綿と続いてきて、結果的に今に至るというような状況も一つございました。

それを踏まえて、今、各区では、もう、そういったことには縛られないで、どういった判断をしていくかという時代にもなっているのかなというふうに思います。

○子ども家庭担当部長 そういう意味では、今日二つほど論点、課題をお示ししまして、

そのうちの 하나가、特に高所得者階層を中心にした利用者負担のあり方というふうなことで申し上げたんですけれども、〇〇委員がご指摘のように、保育料負担全体のあり方としてどうなのか。これは特に、子ども・子育て新システムの中で、こども園（仮称）給付ということで、公定価格という考え方で、さまざまな施設について、一元的な捉え方をして、今後制度設計を進めるという流れがございます。認可保育所あるいは認可外の保育施設もさまざまございますので、全体としてどうなのかという視点は、やはり大事な観点だと思っております。

○会長 それと、現在お支払いいただいている方に対して、保育料の水準に関して、こういうデータを示して、何か調査をされているんですかね。よく、時々、他の区だとか自治体だと、これだけえらいコストがかかっていますよと、しきりに宣伝は結構されていますけど、それとの見合いではもう少しなら払ってもいいとか、今でも高いので困るとか、何かそういう調査は、それぞれの施設ごとに何かされているのでしょうか。

○保育課長 公共施設全般の例えばコストであるとか、それに対する利用者のご負担などのお話については区としても算出しております、それを各施設に例えば張り出して、皆様に明らかにするとか、そういったこともやっております。

保育園につきまして、具体的なそういった張り出しとか、そういうことはしていないんですけれども、区でABC分析、コスト分析を出して、この辺もこの1割というのはそういうところから出ておりますので、そういったことは、きちんと公表しているという現状でございます。

○会長 それは承知していますけれども、もし実際改定ということになれば、もっとそういうご理解を得ないといけないし、納得をいただかないといけないので、そういうことが必要だと思いますね。

いずれにしても、今日のご意見の中では、高額所得者を中心にと書いてあるから、これはもうこれでいいと思うんですが、所得階層全般にわたって保育料のこれでいいのかどうかという見直しはやっぱりやっていただきたいと思ひますし、特に施設の形態別のやつというのは、私もよくわからないんですが、その保育のサービスの水準との見合いがあるものですから、一律にどこかとそろえるという訳にはまいらないと思ひますが、もう少し、やはりそれぞれのタイプ別の保育所に入っておられる方の属性であるとか、それに対するご要望とか、そういうのを聞かないと、単なる待機児童がかなり激減したからそこそいいということだけではないし、逆に、どんどん区の保育所を本当に増やすことが無制限に

いいのかというのも少し議論の余地もあるものですから、そこら辺は冷静にご議論賜りたいというのが私の意見なんです。

どうぞ。

○委員 僕は、区の基本的な考え方というのかな、もう人口は大体このぐらいでいいのか、それとも増やしたいのか、減らしたいのかとか、そういう考えってあるんですかね。

○会長 これは、保育に欠ける児童だから、需要対応なんですよ。

○委員 うん。例えば、中央区が一番低いですよ。これは、中央区は今、人口がどんどん減っているから、入ってきてほしいんですよ。だから、物すごく安いわけですよ。だから、そういうところを全く考えなくてもいいのかな。

○会長 いや、それがね。これは、本来もともといびつな、もう体制なんです。保育に欠ける児童なんていう概念自身がね。なんですけども、それはむしろ〇〇委員の方が。そんなこと言えないんだ、あんまり僕も。

保育に欠ける児童なんです。ここの児童というのは、年齢がもっと、幅がしかも広いんですよ、恐ろしいことに。

○委員 需要対応じゃないから問題なんだ。需要を作り出している。

○会長 いや、そうなんですけども、一応来たからにはというのがまた。まあ、そんな議論をしていると収まらないんですが。

いずれにしても、〇〇委員がおっしゃった低所得者層に対して、当然、減免なり、非常に安い、低廉な保育料で提供するというのは必要だと思うんですが、すべての階層にわたって見直しをしていただくということだろうと思います。

補足意見はございますか。〇〇委員。

○委員 低所得者を上げるというと、それはすごい反発があって、まず、そう言うに決まっているんですけどね。ただ、今大きな保育の流れは、いわゆる今の「保育に欠ける」から始まって、措置という考えじゃなくて、まあまあ、まだまだ間接的なものではあるけれども、一応契約的な方向に来ているという大きな流れは、もう国民的なコンセンサスはあるわけで。そういう意味では、かつてあった低所得者で働かざるを得ないご家庭に、間接的に子どもをお世話にすることによって、救貧的なところから始まったわけでしょう。そういうのから考えが変わってきているんだから、僕は、むしろ低所得者だってちゃんと、そのね。僕が思うのは、生涯所得という観点ですれば、低所得者が生涯所得で低所得とは限らんわけですよ。

例えば、それによって継続的な就業ができることによって、途中で辞めてしまう場合に比べて、女性の観点からすれば、生涯所得がぐんと上がるわけですよ。1億円から1億5,000万ぐらい上がるわけですよ、生命保険会社の計算なんかで言えば。そういうことで考えて、生涯所得を担保しているというふうに考えれば、女性の生涯を、働く場を提供するという、低所得云々という論議自体をもうやめて、今全体として契約保育に移ってきているという流れの中では、もうあまり所得の分配を、公平、不公平なんていうことに自治体に関わるべきではないというのがもともとの発想なのね。そこはもう厚生省に任せておいて、自治体はできるだけサービス水準を充実させるところに向けて、所得水準についてはもう厚生省に任せた方が、その方が議論としてはすっきりすると。そういう考えなんです。

○会長 はい。それはいろいろご議論があろうかと思いますが、補足意見としては留めておきたいと思います。

ほかに追加、特にこういう意見を留めておきたいというご意見がございましたら。

この課題は非常に重い課題だったので、こういう結論にならざるを得ないと思うんですが。もう少しこれは実はデータをいただいて議論を深めてもいいことだと思いますが、あまりこういう短時間で決すべきような話ではないというふうに思っていますので、今日のところは、データの整備も含めて、慎重に所得階層全般にわたった保育料の見直しについて検討を進めていっていただきたいと。保育所のタイプ別の料金のあり方についても検討をしていただきたいということにしておきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長 はい。それでは、どうもお疲れさまでございました。

○子ども家庭担当部長 どうもありがとうございました。

○会長 本日の一応結果をもう一度申し上げておきますと、区政の広報活動の事業の方向性については、現状維持ですね。事業の改善については、広報媒体のあり方あるいは広報の頻度、そういうことも含めて見直しを図っていただくということです。

民営化宿泊施設につきましては、これは廃止を含めた検討をいただくということであり、事業の改善につきましては、なかなか微妙な問題もあるんですが、区外の住民に対する利用料負担等についても検討を進めていただければどうかというふうに思っております。

それと、今日の最後の保育施設の利用者負担につきましては、これは所得階層全般に渡って負担のあり方についてご検討いただくと同時に、いろいろなタイプの保育施設がございますもんですから、そのサービス内容あるいは水準を含めた、それと利用料との関係について見直しを図っていただく。

〇〇委員のことを少し補足すれば、区としての保育所のいろいろなタイプがあるもんですから、そのタイプ別な比重ですね、そういうことも含めて検討をあわせてやっていただければどうかというふうに思っております。

以上が、今日の3事業についての結果ということになろうかと思えます。詳細はまた、事務局を通じてご連絡があるかと思えます。

○行政改革担当副参事 はい。会長、ありがとうございます。

以上で、昨日から続きました7事業につきましての外部評価の方が滞りなく終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、以上で、昨日から続きました外部評価委員会、終了となるわけですが、閉会に当たりまして、松沼副区長から一言ごあいさつ申し上げます。

○副区長（松沼） 2日間にわたりまして、7事業について、評価をさまざまにいただきまして、ありがとうございます。

時間の制約もあり、また、事業の説明あるいは資料について、委員の皆様にはさまざまストレスをおかけする場面もあったかというふうに存じるわけでございますけれども、貴重な意見をちょうだいいたしました。

本日のその審議と検討結果、その方向性につきましては、今後の区政運営、そして総合計画の策定の貴重な参考というふうにさせていただいて、今後、行政側としても十分検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、昨日、今日と区役所に足をお運びいただきました、いろいろ傍聴をしていただいた皆様方には、心から感謝を申し上げる次第でございます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

○行政改革担当副参事 はい。

それでは、これもちまして、昨日から続きました外部評価委員会、終了といたします。ありがとうございました。